

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 24 年 9 月 19 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 8 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・山口・山田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、山口委員、山田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「地籍調査事業の進捗状況について」

○(建設)用地管理課長

地籍調査事業の進捗状況について報告いたします。

地籍調査事業につきましては、平成22年第2回定例会で提出された陳情「小樽市における地籍調査の実施方について」が採択されたことから、事業計画など実施に向けて検討してまいりました。

計画作成に当たっては、本市全体の地籍調査は多額の費用や長期間を要することから、当面は10年間程度の実施計画とすること、調査実施地域は地価が比較的高く、経済効果が高いと思われる人口集中地区とすること、投資費用に対し、一筆地調査と比べて調査速度が速く、多くの地権者に事業効果が得られるようにするため、道路などと民有地の官民境界調査を先行すること、本市の負担軽減を図るため、官民境界調査の一部を国が実施する事業、都市部官民境界基本調査を活用すること、以上のことなどを基本としています。

なお、国の事業である都市部官民境界基本調査とは、土地情報の資料収集や現地確認を行い、図上で境界を定める作業で、市の事業は国からそのデータの提供を受け、現地において境界確定をしています。10年間でを行う調査実施予定区域の範囲は資料に示すとおりで、面積1.85平方キロメートルの市街地を予定しています。

また、事業の着手時期は、国の事業である都市部官民境界基本調査を本年度から実施予定と聞いており、そのデータの提供を受けて、本市は平成26年度から実施する予定です。

○委員長

「平成24年度除雪計画について」

○(建設)雪対策課長

平成24年度の除雪計画について、資料に基づき報告させていただきます。

1の地域総合除雪についてであります。まず除雪体制につきましては、昨年度と同様、6地域体制での除雪業務の実施を考えております。

次に、車道除雪延長につきましては、第1種、2種、3種路線を合わせ513キロメートル、歩道除雪につきましては、昨年度より約1キロメートル増えまして、合計で112キロメートルとなっております。

また、排雪延長につきましては、第1種、2種、3種路線を合わせ228キロメートルを計画しております。

2の凍結路面对策についてであります。スリップ防止材の散布延長として56キロメートル、砂箱設置箇所は昨年度より4か所増えまして637か所、またロードヒーティングの設置箇所数につきましては、231か所となっております。

3の置き雪対策についてであります。平成19年度から23年度までの5か年において試行しております。まず、試行の世帯数の実績としては、19年度76世帯、20年度28世帯、21年度52世帯、22年度129世帯、23年度248世帯でございました。24年度の対象世帯につきましては、昨年度同様、今年度の福祉除雪登録世帯を基本に、そのうち市道の除雪路線に面している対象世帯より対策希望世帯を選定し、想定される希望世帯約250世帯に対して人力作業を実施したいと考えております。

また、来年度からは建設部での作業実施と同じ水準を基本に、福祉施策の一環として福祉部での予算づけを行い、その対策業務に係る設計・現場管理等については、建設部が福祉部から依頼を受けることにより作業を実施してい

きたいと考えております。

**○委員長**

「オタモイ住宅 5 号棟の建設について」

**○（建設）建築住宅課長**

オタモイ住宅 5 号棟の建設について、お手元の資料に基づきまして報告いたします。

まず、1 についてであります。オタモイ住宅の建替え事業につきましては、平成 21 年度に策定いたしました小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に位置づけられております。この計画策定時には、既にオタモイ住宅 1 号棟及び 2 号棟、計 105 戸を建設し、オタモイ A 住宅及び B 住宅の入居者の住み替えが完了しておりましたので、この計画ではオタモイ C 住宅から G 住宅の建替えを位置づけております。計画策定時の状況といたしましては、C 住宅から G 住宅の入居世帯が 123 世帯あり、これに対して建替えの計画戸数は、オタモイ住宅 3 号棟が 45 戸、4 号棟が 45 戸、5 号棟が 30 戸で合計 120 戸となっております。その後、22 年度に 3 号棟が完成したこと、1 号棟及び 2 号棟に空き室が発生したことにより住み替えが進んだことや、他地区への移転や自然減などにより、C 住宅から G 住宅の入居世帯が減少していきました。

その結果、2 の平成 24 年 8 月 31 日現在の状況にありますように、オタモイ住宅 4 号棟完成後の状況といたしましては、C 住宅から G 住宅に残されている世帯が 52 世帯となっております。このうち 4 号棟への住み替えを希望する 43 世帯が、この 9 月 1 日から 4 号棟への入居を開始しております。残る 9 世帯につきましては、4 号棟への住み替えではなく、他地区への住み替えを希望しております。4 号棟の建設戸数は 45 戸であります。結果的に 2 戸残ることになりましたので、この 2 戸につきましては一般公募し、入居者が決定いたしました。

最後に、3 のオタモイ住宅 5 号棟の建設中止についてであります。オタモイ住宅の建替え事業につきましては、老朽化した簡易平屋建ての住宅の入居者の住み替えを目的として実施してきましたが、今、説明いたしましたように、4 号棟の完成により全員の住み替えが完了することになり、当初の目的を達成いたしましたので、平成 26 年度に予定していたオタモイ住宅 5 号棟の建設を中止することとしたいと考えております。

なお、このことにつきましては、8 月 3 日に開催いたしました小樽市住宅行政審議会においても御審議をいただき、妥当である旨の答申をいただいております。

**○委員長**

「玉の湯への送迎バス運行事業の廃止について」

**○（建設）小林主幹**

玉の湯への送迎バス運行事業の廃止について報告いたします。

当事業は、オタモイ地域の公衆浴場でありました満寿美湯が平成 23 年 3 月に廃止されたことに伴い、浴室が設置されていないオタモイの簡易平屋建て住宅の入居者の入浴機会の確保を図るため、オタモイ地区と最寄りの銭湯である玉の湯との間をマイクロバスで送迎しているものであります。

本年 4 月 1 日時点でのバス利用対象者は 33 名でありましたが、そのうち実際に利用されている方は 17 名でありました。本年 8 月中旬にはオタモイ 4 号棟が完成し、9 月中にはオタモイ住宅 4 号棟への住み替えが終了することから、9 月末には送迎バスを利用される方は 2 名となる状況であります。この 2 名の方につきましては、1 人がオタモイ C 住宅に住み替えされ、もう一人はオタモイ地区以外に住み替える予定となっております。また、この 2 名の方に、仮に送迎バスの運行が廃止となった場合についての影響を確認したところ、現在、他の施設も利用していることから、利用回数も少なく、特段の支障がない旨の回答をいただきました。

このことから、オタモイ住宅 4 号棟への住み替えが完了する 9 月末をもって送迎バスの運行を終了することとしたいと考えております。

## ○委員長

「小樽市営住宅条例の改正案について」

### ○（建設）小林主幹

小樽市営住宅条例の改正案について報告いたします。

お手元の資料に基づいて説明いたします。

1 の背景ですが、今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、これまで政令や省令で規定されていた市営住宅等の整備に関する基準及び市営住宅における入居者の収入基準を、国が示す基準を参考に各事業主体が条例で定めることとなったため行うものであります。

2 の改正の概要であります。①の市営住宅等の整備基準については、法改正前は省令に定められた公営住宅等整備基準を適用してきましたが、今回、国から示された参酌基準は、法改正前の整備基準とほぼ同様なものとなっております。これまで、この基準により良好な居住環境を確保しており、今後も同様の居住環境を確保することができることから、本市における整備基準は、この参酌基準に準拠したいと考えております。条例改正により追加する基準につきましては、資料に記載したとおりとなっております。

なお、住戸の性能基準などにつきましては、参酌基準とは別に国から示されている技術的助言や高齢者等への配慮に関して北海道から示されている北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針を参考にして、規則で定めたいと考えております。

次に、②の市営住宅における入居者の収入基準についてですが、①の一般の入居資格を有する本来階層については、国から示された参酌基準額が法改正前の基準額15万8,000円と同額でありましたので、本市においては、これまでどおり15万8,000円といたしたいと考えております。

また、②の高齢者世帯など特に居住の安定を図る必要がある裁量世帯については、国から示された上限額は25万9,000円であり、法改正前の基準額21万4,000円より高くなっています。基準額を改正前から引き上げることは、応募倍率のさらなる上昇を招くことから、裁量世帯における基準額をこれまでどおり21万4,000円といたしたいと考えています。

以上が、主な改正概要であります。

3 の今後のスケジュールですが、現在、市営住宅条例の改正案を策定いたしましたので、この改正案について広く市民の意見を徴するため、本年9月10日から10月9日までの間、パブリックコメントを実施しているところです。パブリックコメント終了後、その結果等を踏まえ、改正案を第4回定例会に提出し、施行は平成25年4月1日を予定しています。

## ○委員長

「幸地区地区計画の都市計画変更について」

### ○（建設）都市計画課長

幸地区の地区計画の都市計画変更について報告させていただきます。

資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、地区計画はなにかということですが、地区計画は住民等の意見を反映して建築物の用途、形態などに関する事項を地区のルールとして定める都市計画でございます。

今回の幸地区の地区計画の概要等についてでございますが、幸地区は、緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地の形成を図る目的で、平成4年12月8日に地区計画の都市計画決定がされております。地区には現在約1,000人の方が居住し、約9割を超える区域で土地利用がされている状況でございますが、一部、集合住宅等を誘導する低層集合住宅地区と日用品販売店舗等を誘導する便利施設地区の土地利用が進まなく、この両地区の土地所有者から土地利用

の促進を目的に、建築制限等の緩和を求める要望書が市に提出されております。この要望を受けまして、本市では、上位計画である都市計画マスタープランや整備・開発・保全の方針などとの整合を検討した結果、地区計画の変更を行うことといたしました。

主な変更点について説明申し上げます。今回、低層集合住宅地区と便利施設地区の区域の土地利用を促進するため、建築物の用途の制限等を変更することを考えております。

低層集合住宅地区についての説明を申し上げます。まず、名称を低層一般住宅B地区とし、地区計画の方針を「多様な世代の居住に配慮した住環境の形成が図られるよう、低層住宅のほか福祉施設等が立地できる地区」といたします。地区整備計画についてでございますが、現在、建築可能な用途に加え、老人ホーム、保育所等、専用住宅や兼用住宅を追加いたします。また、建築物の敷地面積の最低限度でございますが、500平方メートルとしておりましたが、隣接する地区と同様に200平方メートルに変更したいと考えております。

続きまして、便利施設地区の変更内容について説明させていただきます。まず、名称を低層一般住宅C地区とし、地区計画の方針を「低層住宅用のほか、地区内住民の利便性の確保が図られるよう、周辺の住環境に配慮した生活便利施設等が立地できる地区」といたします。地区整備計画についてでございますが、現在の建築物用途の制限は、1階部分を日用品の販売業を営む店舗の用途に供する建築物となっております。これを今回、専用住宅、兼用住宅、共同住宅、老人ホームなどを建築できるようにすることとしております。また、建築物の敷地面積の最低限度ですが、500平方メートルとしておりましたが、隣接地区と同様に200平方メートルに変更いたします。

今、説明いたしました低層集合住宅地区及び便利施設地区の変更する建築物の用途制限は、いずれの地区もベースの用途地域でございます第1種低層住居専用地域や第1種住居地域に建てられることが可能な建築物の制限となっております。

次に、スケジュールについてでございますが、この原案により、7月19日に住民説明会を開催し、また市条例に基づく原案の縦覧を7月23日から8月6日の2週間行いました。説明会及び原案の縦覧において、反対意見等はございませんでした。今後、都市計画審議会での協議、都市計画法に基づく案の縦覧を行い、都市計画審議会の審議を経て、平成24年12月には都市計画変更を行う予定としております。

また、あわせて地区計画の内容の実現をより確実なものとするため、小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案を第4回定例会に提案し、25年1月からの施行を予定しております。

## ○委員長

「小樽環状線の事業概要について」

## ○（建設）都市計画課長

小樽環状線の事業概要が明らかになったので報告いたします。

資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

北海道では、小樽環状線におきまして、塩谷地区から最上地区に至る急勾配・急カーブの交通事故対策等を目的として、今年度から事業に着手しているところでございます。

計画の概要といたしましては、トンネルが延長約1.2キロメートル、トンネル以外の道路工が延長約0.7キロメートルで、合計約1.9キロメートルを整備予定でございます。また、現道にございます最上橋の補強も行う予定となっております。

計画幅員につきましては、現道の車道及び歩道の幅員をそれぞれ約1メートル拡幅し、車道8.5メートル、歩道2.5メートルの幅員で整備する予定となっております。

総事業費は、約57億4,000万円でございます。事業期間は平成24年度から平成30年度を予定しております。

今後のスケジュールにつきましては、24年度には実施設計、用地測量を実施し、25年度には用地補償、26年度には一部本工事を実施する予定となっております。

なお、北海道主催で、24年8月2日及び8月3日に周辺の地域住民を対象に説明会を実施したところでございます。

**○委員長**

「奥沢水源地保存・活用検討委員会について」

**○（水道）整備推進課長**

ダムの跡地を含む奥沢水源地の保存と活用について、基本構想案をまとめるために、学識経験者を含む8名の委員で構成する奥沢水源地保存・活用検討委員会を設置し、8月28日に第1回目の検討委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

第1回目の検討委員会では、奥沢水源地の現況を把握していただくために現地の水道施設を視察後、事務局から奥沢水源地の歴史と現状などについて説明し、委員の皆様から御意見をいただいております。

奥沢水源地についての主な意見を御紹介しますと、「水道水ができる仕組みがここですべてわかり、価値がある」「自然景観がすばらしい」「炊事遠足や階段式溢流路で泳いだ記憶があり、身近な存在であったことと懐かしさを感じる」「水のない貯水池は寂しい感じがする」「市民の交流の場として残していける」「人の利用を考慮すると安全、安心な場としなければならない」「子供たちと森づくりができる場となる」などの意見をいただいております。

また、事務局から次回の検討委員会に向け、1点目は歴史的資産をどのように保存、活用するか、2点目は自然景観をどのように保存、活用するかの大きな課題について提示させていただいており、創設水道施設であることを後世に伝え、自然景観を生かした憩いの場を創出したいと思っております。

今後、建設常任委員会委員の皆様から勉強会で御意見を伺い、第2回目以降の検討委員会では、事務局から具体の課題と基本方針案などについて提示させていただき、御意見をいただきながら、来年3月までに基本構想案をまとめていきたいと考えております。その後、広く市民の皆様からの御意見を伺うためにパブリックコメントを実施し、基本構想としてまとめてまいりたいと考えております。

**○委員長**

「水道料金等徴収業務委託の更新について」

**○（水道）料金課長**

水道料金等徴収業務委託の更新について御報告します。

平成22年4月から業務開始をしました水道料金等徴収業務委託が25年3月末に契約満了となることから、現在、更新の手続を進めているところです。

業務委託の期間につきましては、25年4月1日から30年3月31日までの5年間とし、前回と同様に、公募型プロポーザル方式による募集を行う予定であります。

参加資格要件としましては、前回の委託から地元業者の参加について検討してまいりましたが、小樽市内に本社を有する業者を1社以上含むとする共同企業体での参加を新たに要件に追加することとしました。

今後のスケジュールについてですが、10月4日木曜日に参加募集の公告をしまして、10月24日水曜日を参加申込書の提出期限とし、提出企業体の参加資格審査を翌日に行います。その後、参加資格のある企業体について、プレゼンテーション及びヒアリングを12月3日月曜日に行い、同日に受託者を選定いたします。予算関係についてですが、業務開始前の準備期間を考慮し、第4回定例会において債務負担行為の予算を提案する予定です。

**○委員長**

「平成24年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

**○（水道）総務課長**

本年8月8日に開催されました平成24年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会の内容について御報告いたし

ます。

資料がありますので、ごらんください。

議案等につきましては、ここに記載しておりますように、議案第 1 号から議案第 3 号と報告第 1 号の 4 件となっており、議案につきましては、それぞれ承認、認定、可決されております。

それでは、それぞれの内容を資料に基づき説明いたします。

最初に、議案第 1 号専決処分承認の件（北海道市町村総合事務組合規約の一部変更）についてであります。1 ページをごらんください。

北海道市町村総合事務組合は、市町村、一部事務組合等の非常勤職員の公務災害に対する損害補償に関する事務等を行っております。当企業団も加入しておりますが、このたび同じく加入しておりました上砂川町が脱会することとなり、そのことに伴う組合規約の一部変更について、組合構成員として承認を求められたものであり、本年 3 月 1 日、企業長により専決処分をしたことについて、企業団議会の承認を求めたものであります。

次に、議案第 2 号平成 23 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定の件についてであります。2 ページをごらんください。

議案第 2 号は、平成 23 年度決算について、監査委員の意見をつけて認定に付されたものであります。参考までに監査委員の意見、決算審査意見書からの抜粋となりますが、審査結果のところを四角枠の中に記載しております。

平成 23 年度決算の概要につきましては、3 ページの資料で説明いたします。

平成 23 年度は、平成 4 年の創設事業の開始から 20 年次目に当たり、当別ダムの建設費の負担並びに各種浄水場関連工事及び導・送水管 950.7 メートルの布設を行ったほか、石狩新港・小樽分水施設新設工事等に着手いたしました。

まず、予算の執行状況についてであります。このページの中ほどの表をごらんください。予算執行のうち収入につきましては、予算額 74 億 3,105 万 2,000 円に対して、決算額は 72 億 9,159 万 2,541 円で、1 億 3,945 万 9,459 円の減となり、執行率は 98.1 パーセントとなっております。

支出につきましては、予算額 77 億 8,529 万 5,536 円に対して、決算額は 71 億 2,359 万 6,447 円で、執行率は 91.5 パーセントとなりました。

なお、未執行額のうち 5 億 8,601 万 6,294 円は、継続費通次繰越額として翌年度に繰り越し、残りの 7,568 万 2,795 円は不用額となりました。

次に、建設改良事業の概況についてであります。建設改良費の総額は 68 億 320 万 9,016 円で、内訳は、創設事業費が 44 億 9,706 万 6,226 円、そのほかダム負担金 19 億 7,598 万 5,000 円、支払利息 3 億 2,651 万 774 円などとなっております。

なお、主な施設の整備状況は次のとおりです。浄水施設につきましては、第 1 期浄水処理施設については 21 年度に工事に着手しており、24 年度に竣工する予定となっております。また、第 1 期浄水処理施設機械設備及び電気設備については、22 年度に工事に着手しており、24 年度に竣工する予定となっております。

また、導水・送水施設につきましては、本年度に導水・送水管 950.7 メートルの布設を行った結果、導水管の延長が 23 年度末は 1,144 メートルとなり、進捗率は 100.0 パーセントとなりました。送水管の延長につきましては、23 年度末は 4 万 3,168 メートルとなり、第 2 期の延長も含めた計画に対しては、進捗率は 80.5 パーセントとなりましたが、第 1 期分で見ると進捗率は 100.0 パーセントとなっております。

次に、議案第 3 号石狩西部広域水道企業団水道用水供給条例案についてであります。4 ページと 5 ページをごらんください。

本条例案は 25 年 4 月 1 日から水道水の供給を開始するに当たって必要な事項を定めるものであり、概要について説明いたします。

まず、第 2 条で、用水供給対象を札幌市、小樽市、石狩市及び当別町としております。

第 3 条では、用水供給料金について定めており、まず第 2 項第 1 号で、基本料金については、年間基本水量 1 立方メートルにつき 114 円を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて得た額とし、また同項第 2 号で、年間基本水量を超過した場合には、超過料金として、水量 1 立方メートルにつき 114 円以下の範囲内において企業長が定める額を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて得た額を徴収することとしております。

次に、第 4 条で、使用水量の測定及び認定を定めており、第 1 項で、使用水量については、用水の受渡し地点ごとに設置する計量器により測定し、第 2 項で、その測定は各月の末日に行うものとしております。

第 5 条では、用水供給料金の徴収について定めており、基本料金は 3 か月ごとに、超過料金については一時に、規程で定めるところにより徴収することとしております。

第 6 条で用水供給料金の減免又は徴収の猶予について、第 7 条で用水供給の停止又は制限に関することを定めており、第 8 条において本条例の施行に関し必要な事項は企業長が別に定めることとしております。

なお、附則において、条例の施行は平成 25 年 4 月 1 日からとし、経過措置といたしまして、札幌市の用水供給開始が 37 年度となる予定であることから、当分の間は用水供給対象から札幌市を除くこととしております。

最後に、報告第 1 号継続費繰越計算書についてであります。6 ページをごらんください。

4 年度から 24 年度までの建設改良に係る継続費として、総額で 575 億 6,240 万 2,000 円を見込んでいたうち、23 年度の継続費予算現額として 70 億 6,271 万 4,536 円を計上しておりましたが、支払義務が生じたのは 64 億 7,669 万 8,242 円であり、5 億 8,601 万 6,294 円の残額が生じたので、地方公営企業法施行令の規定に基づき、翌年度に通次繰越を行ったものであります。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 27 号について」

#### ○（建設）用地管理課長

議案第 27 号旧手宮線整備事業に係る事業用地の取得について説明いたします。

今回、議案として提出いたしましたのは、平成 19 年 3 月に、小樽市土地開発公社が北海道旅客鉄道株式会社から取得した土地の買戻し及びこの土地と一体の土地でしたが、当時、北海道旅客鉄道株式会社が駐車場として近隣の方と貸借契約を結んでいたため、同公社が取得できなかった土地を北海道旅客鉄道株式会社から取得するものです。

最初に、小樽市土地開発公社からの買戻しについてですが、資料の灰色で着色している箇所、①の色内 3 丁目 16 番 2 から、⑩の色内 2 丁目 256 番までの 10 筆、合計面積 1 万 5,218.31 平方メートルを 1 億 8,091 万 183 円で取得するものです。

次に、北海道旅客鉄道株式会社から取得する土地についてですが、資料の黒色で着色している箇所で、⑪の色内 2 丁目 8 番 5 の面積 224.02 平方メートルを 330 万円で取得するものです。

なお、小樽市土地開発公社及び北海道旅客鉄道株式会社とは、8 月 8 日に仮契約を締結しており、本議会議決後、本契約を締結する予定となっております。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

#### ○新谷委員

それでは、今、報告があった順番にお聞きしたいと思います。

### ◎地籍調査事業について

最初に、地籍調査ですが、この調査の範囲を中心部1.85平方キロメートルに絞った理由、それから国の都市部官民境界基本調査のデータ提供を受けて地籍調査事業を行うということですが、このデータの公表はいつなのか、お示してください。

#### ○（建設）用地管理課長

まず、今回計画をしている地籍調査の地域の選定理由ですが、先ほど報告の中でもお話しさせていただきましたが、極力、経済効果の上がる場所ということで、人口集中地域の中からこの地域を選定して、そこから始めようということにしております。

都市部官民境界調査につきましては、本年度の発注を予定しております、年度末ぐらいの工事ということで聞いておりますので、その後、データの提供を受けられるものと考えております。

#### ○新谷委員

10年間という期間でちょっと長いかなという気がするのですが、小樽市の調査費、全体でどれぐらいかかるのか、それから国の負担、都道府県の負担もあって、本市の負担はどのぐらいになるのか、その辺をお答えください。

#### ○（建設）用地管理課長

事業費は全体で、約1億8,000万円を予定しております。その財源の内訳ですが、1億8,000万円のうち2分の1は国の補助、4分の1は北海道の補助、市の負担が4分の1ということになっております。また、市負担の4分の1に対しまして、80パーセントの特別交付税措置がされるということになっております。ですから、市の実質的な負担につきましては、市の負担4分の1の20パーセント、全体事業費でいきますと約5パーセントということになります。

#### ○新谷委員

本市の負担は1億8,000万円の5パーセントと考えていいのですか。

#### ○（建設）用地管理課長

その地籍調査事業につきましては、補助対象分と、補助対象でない部分があるのですが、先ほど1億8,000万円とお話しさせていただいたのは補助の対象分で、その部分については1億8,000万円に対しての5パーセントということで考えていただいて結構でございます。

#### ○新谷委員

調査結果いかんでは、公有地と民地の境界の中に家とか建物が建ってしまっているという場合、こういうことがわかったら、どのように対処していくのですか。

#### ○（建設）用地管理課長

地籍調査にかかわらず、現在も例えば市道や本市の管理する河川水路などと隣接した民有地の土地の売却をされるというような場合は、その民間の方が測量をして、本市に対して境界確認申請書を提出します。そのときにその用地境界と道路の施設又は民間の施設の出入りがあるというような場合はあります。地籍調査についても、そういうようなことは考えられるかと思えます。

そのようなときの対処の方法ですが、現在やっている方法と方法的には同じとは思っております。例えば、道路の施設が民地のほうに越境しているというような場合がありますが、そういうような場合については、その民有地の方の土地の使用承諾をいただくことや道路区域の中に施設を戻すというようなことで対応しております。また、民間の方の例えば塀などであれば、道路区域の中に出ているような場合につきましても、すぐに撤去という話にはなかなかかなりづらいものですから、次に新しく作り直すときには自分の土地に戻してくださいというような説明をしながら進めております。地籍調査についても、同じような対応になるかと思っております。

○新谷委員

経済効果が高いところを集中的にやるということなのですが、先ほども言いましたように、10年というのはかなりの年数で、しかも26年度からですから、もう少し早くできないのかなと思いますが、いかがですか。

○（建設）用地管理課長

地籍調査自体というのが、正直言いますと、全体を考えるともっともっと時間のかかる事業です。その中で着実に進めていく、あとはそれが必要ですし、また財政的なことを考慮しながら事業を進めていくというようなことも必要ですし、そこら辺のバランスを考えながら、今回、10年間の計画をこのような形で立てております。

○新谷委員

◎置き雪対策について

それでは次に、除雪計画についてですが、置き雪対策については代表質問でもお聞きしました。やり方というか、置き雪対策の施策そのものについては、所管が変わるだけで中身は変わらない、後退しないということだったのですけれども、建設部所管の除雪によりできる置き雪なので、福祉部所管というのはちょっと何かなじまないのかなと思うのですが、若干説明がありました、どのようにしてやるのか、あまりイメージがわかりません。それで、一々福祉部が見に行くわけでもないと思うのですが、その手順を説明してください。

○（建設）雪対策課長

置き雪対策の施工手順についてでありますけれども、置き雪対策につきましては、今まで建設部で行った内容です。それを福祉部で対象世帯を選定するという作業を行っていただきます。対象世帯を選定した後は、依頼業務として、福祉部から建設部に業務を依頼されますので、これに基づきまして我々が設計、現場管理を行います。実際の作業に入りましたら、置き雪対策の対象世帯の部分が実際に作業されているかどうかという現場の状況確認を、パトロールによって行いたいと考えています。

○新谷委員

今は人力で建設3団体に仕事をしてもらっておりますけれども、その辺やり方について、もう少し詳しくお示してください。

○（建設）雪対策課長

現在は、大体250世帯が対象となり得るということでございます。ただ、この人数がどんどん拡大していきますと、作業の担い手の確保が非常に難しくなってくる部分がございますので、現状の3組合の雇用状況を情報収集しながら、対象世帯が拡大した場合、雇用についてはどのような対応がとれるか、考えていきたいと思っています。

○新谷委員

ちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれないですが、その3団体がどのようにして置き雪を除雪しているのか、その辺をもう少し詳しくお知らせください。

○（建設）雪対策課長

処理の方法についてですが、朝早くに車道の除雪が入ります。そうすると、大体降雪状況がわかりましたら、その間口に除雪によって置き雪がされているということが組合で認識できますので、朝早くからパトロールして、置き雪されているところについては、2人1組で各家庭に行き、スコップ、スノーダンプ等で人力作業にて、間口の幅1メートルを除雪してあける作業をしております。

○新谷委員

だんだん小樽も高齢化が進むわけで、雪の弱者というか、そういう人たちが増えるわけですが、それは建設部だけの問題ではありません、福祉部の問題でもありますけれども、本市全体の問題でもありますので、福祉部の所管になるということでもくれぐれも制度が後退しないように、ここは厚生常任委員会ではないので言えないのですが、そのことを発言していたということでぜひ申し入れていただきたいと思っております。

### ◎オタモイ住宅 5 号棟の建設中止について

それから次は、オタモイ住宅についてです。

平成21年度の公共賃貸住宅長寿命化計画時の入居世帯数は123世帯でしたが、オタモイ住宅 3 号棟、4 号棟に仮に全部入居したとしても戸数は90戸であり、2人は入居しないということですから、残りの方々はどうしたのでしょうか。

#### ○（建設）建築住宅課長

当初の世帯数から大きく減った理由につきましては、先ほどの説明の中でも若干触れましたが、オタモイ住宅 1 号棟が17年に入居を開始しております。オタモイ住宅 2 号棟が19年に入居を開始、それぞれ5年から7年経過していることから、その間に空き室が発生し、既存の平屋住宅からその空き室に住み替えを誘導したということが一つ、それからオタモイ住宅の特徴といたしまして、高齢者の入居が非常に多いということもございまして、施設等に入居した方がいらっしゃるということ、それからオタモイ地区ではなく他の地区へ住み替えを希望された方も何人かいること、それと、亡くなられた方もいらっしゃいますので、そういったことから当初の計画段階から比べて大きく世帯数が減少したという状況になってございます。

#### ○新谷委員

そういう状況ということで、オタモイ住宅 5 号棟は建設しないということなのですから、この 5 号棟の建設はおおよそどれくらいの予算を見ていたのでしょうか。

#### ○（建設）建築住宅課長

オタモイ住宅 5 号棟につきましては、全く設計等を行っておりませんので、あくまでも概算という形でしか申し上げられないのですが、オタモイ住宅 4 号棟の事業費を戸当たり単価に割り返して、それを基に算定した場合、おおむね 4 億円前後になるのではないかと考えております。

#### ○新谷委員

このオタモイ住宅のことではないのですが、オタモイ住宅 5 号棟30戸を建設しないということで、ぜひほかに予算を振り替えできないのかなというふうに思うのですが、それは桂岡なのです。桂岡住宅は、本市公共賃貸長寿命化計画を見ると最初の管理戸数は118戸ですね。昭和44年の建設で、すごく古くなっているわけです。それで、今はもう6戸入る建物に1人しか入っていないとか、歯抜け状態で大変問題だと思っているのですが、管理戸数118戸のうち、今、入居されている戸数と、かなり少なくなっていますから、先ほど聞いたように、たくさんの人たちは一体どうしたのか、お聞きします。

#### ○（建設）建築住宅課長

桂岡住宅につきましては、現在118戸中24戸が入居してございます。管理戸数に比べて大きく少ないのですが、政策空き家ということで、あいた住宅については募集を行っておりませんので、出ていくとどんどん減っていくという状況で、具体的にどういった理由でそれだけあいてきたかということまでは押さえておりませんが、いろいろな諸事情によって減少していったものというふうに考えております。

#### ○新谷委員

24戸ということですから、100世帯近くの方々がいなくなったということですね。それで、オタモイは古いということで建替えが進みましたけれども、桂岡も古いのに、なぜここは建替えの計画がなかったのでしょうか。

#### ○（建設）建築住宅課長

桂岡住宅につきましては、長寿命化計画の中で、用途廃止という位置づけがされております。その理由といたしましては、長寿命化計画を策定する段階で、各住宅ごとに判定を行っております。その中で、桂岡住宅につきましては、今、委員がおっしゃったように古い住宅で、法定耐用年数の2分の1以上を経過しているということと、それから敷地が急勾配であり高度利用が困難という、そういった立地条件等を総合的に判断して、桂岡住宅について

は用途廃止という位置づけになったということでございます。

○新谷委員

先ほども言いましたけれども、歯抜け状態の住宅で、特に冬、屋根の雪の始末にも困っているという話を聞いておりますけれども、ここをこのままにしているのかという問題もあると思うのです。確かに、傾斜地でありますけれども、しかしいくらでも平たんにできるわけですよね。ですから、その24戸、30戸でもちょうどいいぐらいではないかなと。オタモイの30戸、ちょうど当てはまるような数字なのですけども、長寿命化計画の中にはないけれども、柔軟にこういう古くなった住宅を建て替えていくと。4億円近く予算が余ったわけですから、それを切り替えて何とかできないのかなと思いますが、もう一度お願いいたします。

○（建設）建築住宅課長

確かに今委員がおっしゃったように、柔軟にということも十分考えていかなければならないかとは思いますが、ただ、古い住宅につきましては、桂岡住宅だけではなくて、他にもございまして、それぞれ判定を行った結果、用途廃止ですとか、そういったことで計画を立てているところでございます。計画そのものが必ずしもそのとおりということではなくて、社会情勢の変化等によっては、見直しは行っていかなければならないと思っておりますが、現時点で桂岡住宅を建て直すということにはなかなかかならないのかなと考えております。いずれ計画を見直す段階で、桂岡住宅に限らず、市全体の市営住宅について、改めてその辺について検討していく必要があるのかというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○新谷委員

そうしたら、1度この小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画を立てたけれども、これは変わることはあり得ると考えてよろしいですね。

○（建設）建築住宅課長

その計画の中にも記載がございしますが、基本的には計画期間といたしましては10年間、ただし5年ごとにそのときの状況に応じて見直す必要があるれば、そういったものは見直ししていくと記載されておりますので、その時期が来ましたら判断をしていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

◎市営住宅入居者の収入基準の変更について

それでは次に市営住宅の入居者の収入基準の変更についてなのですが、平成21年4月にこれまでの政令で20万円に決められていたものが、15万8,000円になりました。それで、15万8,000円というその収入基準なのですが、この給与所得の場合、およその目安、1人世帯、3人世帯の総収入というのはどれぐらいになるのですか。

○（建設）小林主幹

給与所得者ということで、扶養親族がいれば、1人当たりその金額は38万円の控除がありますので、単純にその金額を控除した数字で御答弁させていただきたいと思います。

まず、1人世帯であれば、年収296万8,000円未満の方が入居可能です。

それと、3人世帯であれば、世帯の年収が399万6,000円未満ですと入居可能でございます。

○新谷委員

ここに道営住宅の応募の手引平成21年度版があるのですけれども、ここで見ると、今の説明はこの道営住宅とほぼ同じ中身です。これを見ますと、さらに厳しいのが事業所得者なのですね。1人では189万6,000円程度、3人では265万6,000円程度ですから、非常に入りにくくなっているということなのです。

それで、前回、改定されて、当然、収入超過になった人がおりますけれども、何パーセントぐらいいたのでしょうか。

○（建設）小林主幹

パーセントは押さえてごさいません。申しわけごさいません。

○新谷委員

平成20年第3回定例会の会議録を見ましたら、当時の古沢議員の質問に答えて6パーセントというふうに建築住宅課では答えておりました。それで、その6パーセントの方々については、5年間の激変緩和措置がとられるということも答弁としてありましたけれども、この措置は以前に入った人は継続してとられておりますね。

○（建設）小林主幹

平成21年度制度改正ですので、それ以前に入っている方が激変緩和ということで、5年間で緩和措置を講じると。21年度以降に入られた方は、その措置はごさいません。

○新谷委員

それから、平成21年度には改良住宅の収入基準も下げられました。17万8,000円から13万9,000円に大幅に下げられたわけですが、この改良住宅については、今回と同様に、市の裁量権というか、それも働くものなのか。

○（建設）小林主幹

公営住宅、改良住宅も同様に市町村の裁量権がごさいます。ただし、平成21年度に制度改正をしております、その金額が既に条例で規定されておりますので、金額の変更はしなくていいというふうに考えてごさいます。

○新谷委員

市の裁量権は働くということですよ。

○（建設）小林主幹

各市町村で裁量権はごさいます。

○新谷委員

では、今回はこれについては変更がないということですね。

○（建設）小林主幹

既に平成21年度に金額改正してしまして、今回は変更の必要がないと考えております。

○新谷委員

収入基準が下げられたことによって、給与所得者、それから事業所得者にとって公営住宅の入居が狭き門になってきたと、こういうことが懸念されます。全国的にもそういう傾向があり、とりわけ都市部においてはそういうことが起きていますけれども、本市の場合、平成21年度の改定前の20年度と、それから21年度の応募倍率について、それぞれお示してください。

○（建設）小林主幹

平成20年度につきましては、一般住宅で8.01、平成21年度が4.19でございました。

○新谷委員

やはりそれだけ狭き門になったということが表れていると思います。

ここで、国土交通省が平成22年6月に発表した住生活に関する国民アンケートというのがあるのですが、そこで出た意見要望にどういうものがあつたか、紹介していただけますか。

○（建設）小林主幹

住生活に関する国民アンケートということで、この中では自由欄で記載する場所がありまして、その中では例えば住宅セーフティネットに関するものということで、この中で出ている意見としましては、「高齢者が優先的に入居できる賃貸住宅の供給のみならず、低所得者の若年層への支援を強化すべきだ」、あるいは「公営住宅の入居基準をもう少し緩やかにしてほしいと思います」、あとは「セーフティネットとしての住宅をたくさん供給して

ほしい」、こういった意見がございます。

○新谷委員

日本の場合は、全体の話になりますけれども、公営住宅の割合は全住宅に対して7パーセントで、ヨーロッパ諸国の4分の1ぐらいしかないんですね。

それで、公営住宅法が改悪、改正、変えられてから、だんだん新しい住宅を建築するということがなくなっているわけですが、やはり本来、国の責任でもっと予算をつけて、収入基準ももとに戻して、こういう皆さんの要望にこたえるべきだと思うのです。それは私の意見なのですが、地域主権改革の一括法の施行で、いろいろなものが地方の裁量に任されており、この住宅の収入基準も自治体によって差が出てくるのではないかと思うのですけれども、他市の収入基準がおわかりになりましたら、お知らせいただきたいと思います。

○（建設）小林主幹

8月時点で主要9市に確認したところ、これはまだ決定ではありませんけれども、本来階層の世帯は15万8,000円、裁量階層の世帯は21万4,000円ということで聞いております。

○新谷委員

それで、今回示された基準はいつまで続けるのか、地方の裁量に任されるわけですが、そういう点についてはどうなのでしょう。

○（建設）小林主幹

この金額については、今、住宅審議会に諮りまして、そして最終的には条例改正ということでいきますので、今後の見直しについては、現段階ではお答えはできません。

○新谷委員

これ以上上げることのないように要望しておきます。

それから、パブリックコメントについてなのですが、広報おたる9月号に載っておりました。介護保険課の事業と一緒に、この条例の改正について皆さんの意見をということなのですが、ただ、条例の一部改正ということしか書いていないので、何が問題なのかというところが明らかにならない、市民から見たらわからないのですよ。ですから、例えば収入基準についての条例の改正案だとか、そのようにもうちょっと中身をわかるように、済んでしまったことですが、今後はそのようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

今後、パブリックコメントの実施に当たりましては、市民にわかりやすいような手法で検討していきたいと思えます。

○新谷委員

◎水道料金等徴収業務委託について

それでは次に、水道料金の徴収業務にかかわって伺います。

新たに公募型プロポーザル方式で地元企業と共同企業体を組むということですが、このプロポーザル方式で応募する企業と、それから地元企業というのは、どのような企業が該当するのか、その辺について説明をお願いします。

○（水道）料金課長

新たに来年度更新に向けての業者ということですが、平成23年度、24年度の参加資格者名簿に登録されている参加資格要件で厳しい要件がある専門業者は、5社になります。地元の業者でございますが、地元の業者につきましては、基本的には参加者名簿に登録されている者というふうになりますので、実質的には何件あるかというのは、わかりかねます。

○委員長

わからないのですか。プロポーザル方式にするのでしょうか。

○（水道）料金課長

参加者名簿に登録されている業者すべてとなりますので、実質件数につきましては、申しわけありませんが、今のところわかりません。

○新谷委員

登録数がわからないのですか。

○（水道）料金課長

件数がわかりません。

○新谷委員

業務委託の期間は3年から今度は5年になるということですね。その委託費は、3年間で1億6,474万5,000円でしたけれども、5年間ではそれが安くなるのかどうなのか、それからこの業者の決定はどのようにするのか、これらについてお知らせください。

○（水道）料金課長

まず、委託料についてのことですが、委託料につきましては、平成21年度に行いましたときには、限度額を先に定めて募集することになりますが、そのときの1年間の金額が5,238万円となっております。次回のこの更新についてでございますが、まだ積算等、決定ではありませんが、勤労統計調査などを参考に見ますと、給料等については減少傾向にはあるものの、社会保険料が当初から格段に上がっておりますので、1年間の契約金額としては上がる方向にあると考えております。

それから、受託業者の決定についてでございますが、参加資格要件のある業者について、プレゼンテーション及びヒアリングを行うわけですが、その中で評価項目を、これも前回の委託のことでございますが、会社概要とか受託実績、業務体制計画、また業務に対する考え方など13項目について評価を行いまして、決定することとなっております。その場合において、審査委員会というものを設けて評価することになります。

○新谷委員

審査委員会とは、どういう方が構成メンバーになるのでしょうか。

○（水道）料金課長

構成員ですが、水道局参事を筆頭に、関係課で構成することを予定しております。

○新谷委員

今の委託の会社、この契約書、仕様書を見ますと、臨時に雇用する者を含め業務従事者を市に提出し承認を得ることとなっておりますけれども、今、委託されている会社はジェネッツというところですが、ここの社員、それからジェネッツの募集した社員数、それから地元の雇用はどうなっているのか、それから募集したその従業員というのは何を業務としているのか、これらについてお知らせください。

○（水道）料金課長

まず、社員についてですが、当初は本社から2名の社員、地元の3名を雇用しております。3名も社員でございます。それから、総勢13名ということですが、当時、料金課に在籍しておりました嘱託職員8名が受託業者に移行したことでございます。

業務内容につきましては、委託した業務なり窓口受付業務や調定業務、収納業務、委託している内容の業務を実務としてやっております。

○新谷委員

そのほかに、メーターの検針は別な会社が請け負ってやっております。それらを含め、決算書ではたしか委託料

が9,000万円を超えていたと思うのですけれども、そうするとだんだん市の仕事が薄くなると。みんな委託して、この委託会社が行っていくとなったら、公共団体としての市の役割は一体何なのかというところが疑問になるのですね。ただ委託事業者を管理するだけ、監視するだけ、それだけの業務になるのではないかなという、そういう懸念があるのですが、水道局の職員もかなり減っておりますし、そういった意味では一体、水道局としての市の役割のあり方というか、その辺についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

#### ○水道局長

水道局は地方公営企業でございますので、地方公営企業としての役割となりますと、これは予算特別委員会で新谷委員からお話があった後で私があえてここで言うような話ではございませんけれども、地方公営企業法の第3条にも、また小樽市水道事業等の設置に関する条例の第3条にも経営の基本という形でうたわれてございまして、その法令で言いますと、経済性を発揮して業務運営を行い、最少の経費で最良のサービスを提供すると、そういうように運営するというのが地方公営企業の原則とされてございますので、我々もその法の精神、また条例の精神にのっとり、そういう役割、責務を果たしていくというふうに思っております。

#### ○新谷委員

そういう点では経済性ということもわかりますけれども、一方では住民の福祉の向上という、そういう大きな役割がありますので、その辺を忘れないようにというか、支障がないように進めていかなければならないと思います。

時間がなくなってしまったので、陳情について聞かなければなりませんので、二つの陳情についてそれぞれお聞きします。

#### ◎陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてと陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について

一つは、住宅リフォーム助成事業の進捗状況について、それと今の時点で評価、反省点なりがあったら、それをお話ししてほしいのと、今朝ほど現地視察しました火災崩壊家屋の後始末、これについて、これからどのように進めるのか。それから、昨年5月の火災から、16か月もたっているのに、なぜ早く消防本部から建設部に連絡がなかったのかなということが疑問なのです。近所の高齢の御夫婦は、火柱が夢の中に出てきて眠れないと、早く解決してほしいということで、そういう要望も出ていますけれども、今後の進め方について伺います。

#### ○（建設）建築住宅課長

私から、住宅リフォーム助成制度の進捗状況並びに現時点での評価についてお答えをさせていただきます。

まず、9月18日現在の補助金交付申請の状況でございますが、申請件数といたしましては90件、工事費総額といたしましては2億1,991万9,582円となっております。補助金交付申請額の総額といたしましては1,528万2,000円、それからこのリフォーム助成事業の工事を請け負われた業者数が52社という状況でございます。

それから、現時点でのこの制度に関する評価といたしますが、反省点なのですが、当初、当選者100名、補欠者30名ということで進めてまいりましたが、予想外に途中で辞退される方が多かったということがございます。それは、我々も当初そこまで想定はしていなかったのですが、現時点で当選・補欠合わせて25件ほどの辞退者がいらっしゃるということでございます。その中で、当選者はそれぞれ金銭的に業者と折り合わないですとか、建て主の事情によって取りやめになったというのが結構多かったのですが、補欠者につきましては、結果的には当選者の辞退が多かったものですから、補欠者全員が繰上当選することができたのですが、補欠なのでもうこれは当たらないだろうということ、自分にはもう回ってこないだろうということ、もう既に着工してしまったというようなことがございまして、この制度を利用できなかった方がいらっしゃいますので、そういったことを踏まえて、来年に向けて当選者、補欠者の人数の決定の方法ですとか、それから申請時期を含めて着工できる時期等も検討する必要があるのかというふうに考えております。

また、今後、アンケート調査も予定しておりますので、その結果も踏まえて、来年の制度の進め方について検討

をしてまいりたいというふうに考えております。

○（建設）建築指導課長

陳情にある豊川町の火災崩壊家屋についてでございますけれども、これからどのように進めていくのかということでございますが、陳情を受けてから、我々も所有者に数回連絡をとっておりまして、それから連絡がとれていないという状況でございます。それで、土地の登記簿だとか、建物の登記簿をとって、どこに住所を置いているのか、その辺を調査しながら、聞くところによりますと今は札幌に住んでいるという情報も得ていますので、そういった情報を得ながら、直接会えれば、こういった状況を説明しながら対応していきたいなと思っております。

○新谷委員

リフォームについてはわかりました。アンケートはいつ発送していつまでまとめるのですか。

それから、陳情第312号火災崩壊家屋の後始末、所有者は札幌にいらしい、直接会って話を進めたいということですので、そういうふうに早く解決できるように頑張ってくださいと思います。

○（建設）建築住宅課長

アンケートをいつ発送するかということでございますが、既に交付決定を受けている方又は施工した業者については、今月中にも一斉にアンケートを送付しようというふうに考えております。

今後、まだ補欠者の方々の補助申請がございますので、その方々については、交付決定の書面と同時にアンケートを送付して、回答していただくというふうに考えております。

集計につきましては、補欠者の補助申請の締切りが最終11月9日を予定してございますので、それ以降になるかと思いますが、その時点で集計をしてみたいというふうに考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

○山田委員

◎陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について

それでは、今、新谷委員からも御質問がありました陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について、何点かお聞きします。

いろいろと現状の把握だとか、当事者、関係者の把握に努めていると思いますが、実際にこの事実関係を今どこまで把握されているのか、まず、その辺をお聞きしたいと思います。

○（建設）建築指導課長

事実関係ということでございますけれども、かなり個人情報に関係する部分が含まれておりますので、なかなかお話しできる部分が限られてくると思いますが、この物件について建築指導課で押さえている部分につきましては、昨年の5月31日に火災があり、出火者とは当日、そこで面会して実況見分を行い、その後、出火者とは1か月ぐらい電話連絡とか、そういう形で連絡をとり合って、消防本部にも罹災証明の請求があったということで、連絡がとれたわけでございますけれども、その後、ぷつんと連絡がとれない状況で今日まで至っているわけでございます。

そういった陳情を受けまして、我々はその所有関係がどういう形になっているのかということで、先ほども新谷委員に申しましたけれども、戸籍をとったり、住民票をとったり、登記簿をとったりということで、いろいろ調査を今しているところでございます。そういった中で情報収集しながら、わかる範囲の中でこれから前に進めていきたいと考えております。

○山田委員

通常空き家ならばこういうような謄本や、そういった事実に基づいて連絡などできると思いますが、今回の陳情の場合は当人も札幌に行って現在は連絡がとれないと、本当に難しく苦勞する部分があると感じます。そういっ

た中で、今朝ほど現地視察に行ったわけですが、地元の方々が二、三名いらっしゃったのですが、やはり景観について私も心を痛める一人です。その景観に配慮して市が今できる対応についてお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

現場を今日見ていただきましたけれども、景観がどうかという部分はさておきまして、やはりあのような状況でございますので、あそこに幼稚園もありますし、危険回避という部分では、今後、ロープを張ったり、立入禁止の立て看板などを張りまして危険回避をしていきたいというふうには思っています。

○山田委員

本当に見た目だと、L字の形でまだ壁が残っているわけですね。その部分だとか、焼け落ちた屋根の鉄板など、風が吹いたときにもいろいろと音がしたり、近所の方にもいろいろと迷惑がかかったりしているのですが、そういった対処については何か対策とかはないのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

落雪の問題もそうなのですが、すべてやはり所有者の責任という部分が絡んでくるので、今回の焼却物についても、まだどういう形で話が進んでいるかわかりませんが、あくまで所有者に帰属する部分があるものですから、なかなかそこに踏み込んでいけないという状況でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○山田委員

一刻も早くこの当事者と連絡して、一日も早く現状を何とかしていただくよう、私からもお願いいたします。

◎地籍調査事業について

次に、報告事項から、地籍調査について何点かお聞きいたします。

この事業実施予定区域、これについて説明があったわけですが、今回、この地域を決めた理由について、先ほどもお聞きしましたが、経済効果という部分でそういうことが多々あると思うのですが、もう一度その点をお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

今回、計画の作成に当たって、この区域を選定した理由でございますけれども、当該地域は人口集中地区になっておりまして、地価も本市の中では比較的高い地域だと思っております。そういう意味で言いますと、その部分の用地境界をはっきりさせるということについては、市民の経済効果としてはトータル的に見ると高いというふうに思っておりまして、ここの地域を選定し、ここの地域からやっていくということで計画を策定したところでございます。

○山田委員

経済効果が上がるような地域を選定したということで今のお話がありましたが、経済効果を考えるのであれば、私は、市の中心部である稲穂地区から花園地区にかけてかなと思います。その中で、この事業予定区域、これについて全体的な計画、何をもってこの地籍調査が終わるのか、本市の全地域を調査するのか、それらについてお考えがあればお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

小樽市域全体で地籍調査の対象地域といいますと、人口集中地域以外の部分もありまして、全体で174平方キロメートルあります。その中で今回、人口集中地域を選んでやっているわけですが、当然、地籍調査が完全に終わるということになると、全部をやるというふうになるかと思えます。ただ、そこを全部やるということになると、それこそ100年オーダーの話ですし、何をもって終わるのかというと、全体をやるということにはなるのでしようけれども、現時点で全体の計画、100年の計画を立てるということになかなかいかないものですから、今回はその中で経済効果の上がるような地域を選定して、当面10年程度の計画をとるということでございます。

また、それ以降の計画については、今後、その事業を実施していく中で、その後どうするのかということにつ

て検討していくことになっております。

#### ○山田委員

なぜそういうことを聞くかという、やはり花園地区だけではなく、私にも高島地区や手宮地区など、いろいろな地区からこういうような問題が提起されているということで、今の全体的な取組についてお聞きしたわけなのです。苦情というわけではありませんが、地区別の例えば測量会社からのこういう苦情というか、問い合わせというか、その辺は何か押さえているものはありますか。

#### ○（建設）用地管理課長

土地の所有者が例えば土地の売買等をするときには、自分の土地を測量会社に委託して測量を行います。それは土地の所有者が行うということです。それに対して土地の所有者から道路管理者、要するに公の土地に対して境界確認申請というのが提出されます。それは道路管理者、道路だとか河川だとか、そういう交通の管理者だけではなくて、隣接地の民地の方にも当然境界確認をとるわけですが、市にはその公共物に対しての境界確認というのが提出されます。市はそれに対して、その提出されたものに対して、その境界でいいのかどうかということで判断をして、境界確認を申請に対して答える、そういうようなことでございます。

ここ数年といいますか、私が用地管理課に配属されてから、この用地境界確認が申請されて、それに対してこの境界では受け付けられないというようなことはございませんでした。多少の修正がある場合はございますけれども、基本的には測量の成果等を見て、それが妥当であれば、その境界確認については了解すると、そういうような話になっております。

#### ○山田委員

やはりその両隣の境界線だとか、昔そこに石を入れて現在その石がなくなったとか、結構そういったときの問い合わせや、どういうふうにしたらいいのかなど、そういうようなことも私に聞いてくるわけなのです。

実際、この測量に対して、先ほどの新谷委員も質問していましたが、この実勢と図上の差異についての対応、市で何かしろというわけではないのですが、例えばそういうふうな差異が出た場合にはどのような手続をするのかとか、裁判所にて調停するだとか、そういったことについてお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（建設）用地管理課長

現地と図面とが違っているということは、測量をやりますと間々あることでございます。そのような中で、例えば道路幅員が若干とれないだとか、逆に少し広くなるとかというようなことも実際はございます。その中で、先ほど言いましたように、境界を確認するときに、道路幅員がとれていないからこれは絶対だめだということではございません。要するに、その全部の周りの状況を見ながら、全体的にとれていないのであれば道路幅員が若干狭くなるという、そういうようなこともありますし、その辺は測量の成果全体を見て判断することになります。

また、測量で境界を決めて、お互いに了解をして境界を決めるわけですが、先ほども新谷委員にもお答えしましたけれども、その結果として道路施設が民有地に少し入っているとか、逆に民有地が少し道路に食い込んでいるというようなこともあり得ます。そのような場合については、土地の所有者と話をし、例えば道路施設であれば、少し道路施設として出ているけれども、土地をお貸しいただきたいとか、又は了解いただければ施設を移すだとか、また民間のものが道路のほうに出れば、次に建て替えるとき、塀をやり直すときにはもとに戻してくださいとか、ケース・バイ・ケースで、そういうような話合いをしながら対応しているのが実情でございます。

#### ○山田委員

この地籍調査に関しては、私も、豊川町だとか高島だとか、実際にやはりそこに住んでいる方が、この石が入っているのだけれども違うというようなことも近所間のトラブルの原因だと思っております。一日も早く正確な地籍調査、全市とは言わないのですが、この地域だけでも10年という長い期間ですが、早急にされるようよろしくお願いいたします。

◎除雪計画について

次に除雪計画について何点かお聞きいたします。

この除雪計画について、今いろいろと説明がありましたが、今年の除雪計画の説明会のスケジュールについて、まずお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

説明会のスケジュールについてでありますけれども、今後につきましては、各地域の住民に対しまして、今年度 2 回目の除雪懇談会を11月上旬に開催する予定でございます。また、国、道などの道路管理者が今年度の計画を説明します除排雪計画説明会を12月上旬に開催する予定でございます。

○山田委員

そのときには私も参加させていただきます。

本年第 2 回定例会でもお聞きした路面の凍結対策について、道で新しくそういうような凍結対策についても研究されるということで聞いていたのですが、その凍結対策について何かございますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

路面对策についての今年度の取組なのですけれども、今年度もパトロールを強化し、現地の状況をよく確認しまして、砂散布路線を中心にして滑りやすい箇所については適宜対応していきたいというふうに考えております。

○山田委員

そういうような形で、今年もいろいろお願いいたします。

では続けて、交差点の置き雪、また通学路の置き雪対策についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

除雪後の置き雪と安全確保ということについてでありますけれども、これにつきましても、パトロールを強化しまして現地の状況をよく確認しながら、雪山が高い、見通しの悪い交差点については、早めに排雪をしていきたいと考えてございますし、通学路につきましても、状況を見ながら早めに対応していきたいと思います。

○山田委員

通学路については、皆さん御存じのように、学校適配もありますし、今、なくなる学校、また統合により児童、生徒が増える学校もあるので、その点めり張りをつけてしていただきたいのですが、その点についてどうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

対応についてのめり張りということでございますけれども、なかなか通学路といいましても、小学生が住んでいれば至るところが通学路ということになってしまいますので、我々としては、主要な通学路という部分を重点作業地域として対応していきたいと考えております。

○山田委員

除雪についてはいろいろあるのですが、特に今年は、北電の節電要請などもありますし、ロードヒーティングについて、いろいろと苦勞されて運転していると思いますが、それについて今シーズンはどういった対応をされるのか、例えば抑制運転されている部分はどうか、こういうような点についてお聞かせ願えますか。

○（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの運転についてでありますけれども、従来より効率的な稼働に努めておりまして、なかなか抑制運転という部分につきましては、難しい問題がございます。しかし、この後においては、例えば日中の比較的暖かい時間帯について運転をもっと抑制できないかですとか、その辺については路線別にいろいろ検証していきたいと思っております。

○山田委員

ロードヒーティングが切られて事故になったという部分もあるので、その辺は十分配慮して、運転のほうもまたお願いいたします。

◎オタモイ住宅 5 号棟建設中止について

続いて、オタモイ住宅 5 号棟の建設中止について、1 点だけお聞かせ願いたいのですが、地元説明ということで、オタモイ地区の方々には、5 号棟が建つということで、周知されていたわけなのです。建設中止について、地元への説明を今後していただきたいと私は思っているのですが、それについて対応はどうでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

オタモイ住宅 5 号棟の建設中止について、地元への説明ということでございますが、基本的に住民の方々全員を対象とした説明会というのは、現時点では考えておりません。

○山田委員

私からもこういうような経過だということは、町会の会議のときには説明したいと思っております。

◎玉の湯への送迎バス運行事業の廃止について

それでは、玉の湯への送迎バスについて、これは 23 年度から始まったのですよね。それで、今回、今年で終わるということで、その最終的な収支報告、年度別回数、何人乗ってどれだけ経費がかかったか、その辺をお知らせください。

○（建設）小林主幹

送迎バスについては、平成 23 年度から実施しておりまして、平成 23 年度につきましては、利用者は、延べの人数でお答えさせていただきますけれども 1,364 人、かかった経費が 276 万 1,080 円でございます。

それと、平成 24 年度はまだ今やっている最中なものですから、8 月末までということで、延べ人数が 364 人、かかった費用が 68 万 4,300 円でございます。

○山田委員

結構利用された方もいらっしゃいますが、今回のオタモイ住宅 4 号棟の完成で、送迎バスの最終的な運行は終わったということで、わかりました。

◎小樽市営住宅条例の改正案について

次に住宅条例の改正についてお聞きします。

現状維持ということで、まず私は、これで住民の今までの生活が続くと考えています。パブリックコメントなどをされるということですが、現在住まわれている方への説明もあわせてされるのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○（建設）小林主幹

特に、居住者への説明というのは考えておりません。今、パブリックコメントを実施してまして、最終的な結論が 10 月 9 日までに出まして、それを踏まえまして本年 12 月の第 4 回定例会に条例改正案を提出いたしたいと考えております。

○山田委員

◎幸地区地区計画の都市計画変更について

それでは、次に幸地区地区計画の都市計画変更から、この 2 か所について今回指摘されているわけですが、変更されたこの B 地区と C 地区、それぞれの面積についてお知らせ願いたいと思います。

○（建設）都市計画課長

2 か所の面積でございますが、低層一般住宅 B 地区におきましては約 1,100 平方メートル、また低層一般住宅 C 地区については約 2,500 平方メートルとなっております。

○山田委員

現状、これが変更後には最低限度200平方メートルということで、これで1,100、2,500を割れば、区割りした数が出るということで承知しておきます。

この最終的なスケジュールからいくと、第4回定例会で提案されるということで、この点について、地元で何か利用される計画などはないのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

今回の変更は、開発から20年間土地利用が進まない未利用地について、用途の幅を広げることにより土地利用を促進するための変更でございます。具体の計画等は聞いてございませんが、2名の要望者のうち1名からは、住宅を建設したい旨の話は聞いてございます。また、もう一名は、今後、検討していくこととなるというふうを考えてございます。

○山田委員

私もここを通る機会もあって、ずいぶん長くこの地が使われていないなということで、何か使い道があるのかなと思っていただけです。

参考までに、今回資料としてこのような地図を受けたわけですが、今回の都市計画変更のほかにも地図で塗られている部分について教えていただきたいのですが、この黄色く塗った部分で、これは何か用途があるのか、その点について聞いて、この項目は終わりたいと思います。

○（建設）都市計画課長

向かって右側の黄色の土地についてですが、これにつきましては、現在、土地利用をされている状況でございます。左側の土地利用については、地区計画は地区レベルで土地利用施設等に関し策定するものでございまして、土地所有者等が新たに権利制限をかける場合などが考えられます。そのようなことから、土地利用者の意見等が反映されることが望ましく、今回、土地所有者などから変更要望や都市計画の提案制度などがないことから、今のところ変更は考えてございません。

○山田委員

これからもある程度こういうような利用がされると、私もいいなとは思っております。

◎小樽環状線事業について

最後の質問になりますが、小樽環状線について何点かお聞きします。

今回、この地図で示された部分で、からまつ公園の下にトンネルを整備しアクセスされるということでお聞きいたしました。現状、このアクセス部分が私も心配になる部分なのですが、最上第2会館付近のアクセス部分と、北照高校のグラウンドをおりた部分、これはどういうふうになるのですか。

○（建設）都市計画課長

最上第2会館、あと、からまつ公園等のアクセスについてでございますが、最上第2会館につきましては、新しく整備される道路から取付け道路が設置される予定となっております。また、からまつ公園に行くところや北照高校野球場のところなどについては、最上側、塩谷側に旧道と新道を結ぶ取付け道路が計画されてございまして、アクセス可能となる計画となっております。

○山田委員

8月に地域説明会を実施されたとお聞きいたしました。この説明会の中で、どのようなことがあって、何か問題点とかはなかったのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

説明会等の意見についてでございますが、説明会の中で、トンネルの土砂の処理や、補償される方への事前の説明、旧道の扱いなどの御質問がございました。トンネルの土砂等につきましては、今後、北海道で検討をしていく

というふうにご考えてございます。また、補償される事前の説明ということで、なるべく早く説明してほしいという話がございます。それで今後、個別で用地補償等を北海道が行っていくのですが、なるべく誠意を持って対応していきたいというふうにご聞いてございます。

○山田委員

このような計画が予定されて、アクセスもよくなると。一日も早くこのようなトンネル、また道路がよくなるような施策を進めていっていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 50 分

再開 午後 3 時 08 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

◎陳情第 312 号市による火災崩落家屋の撤去等要請方について

最初に空き家対策について質問させていただきます。

第 2 回定例会でも陳情があったり、また今定例会も撤去等要請方についての陳情があり、この空き家対策については深刻な問題でございます。

私も市内を歩いていて、今にも崩れそうな家を見つけることがあります。先日も、末広町の傾斜地で、屋根が陥没し、今にも近隣の民家に倒れそうな家を見つけました。以前の定例会で、近隣に被害の及びそうな家屋が 5 軒あると聞いておりましたので、この家がその中に入っているのだろうかなど、心配になりました。

そこで、今回、陳情にあった火災崩壊家屋の撤去等要請方についてのことでございますけれども、本市では今回の家屋についてはどのような押さえをしていたのか、お聞かせください。例えば、このように火災をはじめ風水害などで発生した空き家なども、空き家としての定義の中に入るのかどうか、参考までにお聞きしたいと思います。

○（建設）建築指導課長

空き家の定義ということでございますけれども、なかなか難しい定義でございますが、現在、後志の廃屋・空き家対策検討会で、モデル条例案を、策定しているところなのでございますけれども、その中に定義として空き家と廃屋という部分がありまして、そこを説明させていただきますけれども、「現に居住その他の利用に供されていない建築物」というのが空き家の定義になっております。それから、廃屋については、「現に居住その他の利用に供されていない建築物が放置され、荒れ果てた状態になって、建築物としての用途が損なわれ、地域の特性や周辺景観との調和を欠き、周辺景観を阻害しているもの」、こういった定義となっております。

そのようなことからしますと、今回の焼却した建物は空き家に該当しないのではないのかというふうには認識しております。

○松田委員

今のことで、空き家としてとらえて定義づけされていないということであれば、今回の陳情のその撤去等要請方については、どのようにお考えですか。

○（建設）建築指導課長

今後の焼却した建物の対応ということでございますけれども、焼却したとはいえども所有者がそこにまだ存在しているわけでございますので、先ほども説明したのですけれども、やはり所有者に当たって、こういった焼却物についての対応をお願いしていくということが重要ではないかと思っておりますので、今後もそのようなことで進めていきたいと思っております。

○松田委員

あと、空き家ということですが、空き家も年数がたてば廃屋になっていくということで、今、市として空き家として押さえているものの経過年数、空き家になってから何年くらいたっているのかということは押さえているのでしょうか。というのは、これから冬季を迎えるに当たって、今までは何ともなかった空き家が倒壊するような危険な空き家になってしまうのではないかと、懸念もあるものですから、空き家としての年数を押さえているのかどうか、そういったことについてもお聞かせ願えますか。

○（建設）建築指導課長

空き家のその経過年数はどのぐらいなのかというお話でございますけれども、空き家もいろいろありまして、かなり古い建物が長期にわたって放置されているものもありますし、また新しい建物においても、放置されているものもありますので、その辺の経過年数というのは、市としては押さえていないところでございます。

○松田委員

本市では今後どのぐらい空き家が増えるのか、例えば一軒家で高齢な単身世帯はどれぐらいいるかなどで推計しているのでしょうか、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

空き家がこれからどのように変わっていくのかという話と、高齢者の世帯が今後どう変わっていくのかということのお話だと思いますけれども、全国的に見ても空き家というのは増えております。総務省の2008年の調査によると、全国的な戸数としては757万戸とかという数字が出ておりますし、その10年前よりも130万増えているということでございまして、今後ますます高齢化の進んでいく中では、空き家は増えていくということでは認識しております。

それと、本市はどうなのかということでございますけれども、そういった統計値というのは建築指導課としては押さえていないですが、本市の統計書の、国勢調査による5年置きに出ている高齢者の単独の方々に住まわれている数字でいきますと、これは65歳以上ですけれども、平成12年が7,067人、5年後の平成17年では8,288人、平成22年では9,174人ということで、5年ごとの推計値ですけれども、増えていきます。そういったことからしますと、やはり高齢化が進んでいて、こういう人たちが増えてきているわけですから、当然、在宅ができなくなって施設に入っていくようなことになると、空き家等が増えてくるという感じは受けています。

○松田委員

それで、先ほどお話があったとおり、本市を含む後志管内20市町村で、また小樽開発建設部ほか関係団体で構成する廃屋・空き家対策検討委員会というのがございますけれども、そこで今回、条例化を視野に入れて検討されているということですが、インターネットで調べましたら、平成24年2月の会議録は掲載されておりましたが、それ以降の会議録が掲載されておませんでした。それで、平成24年2月以降で検討会が行われたとき、どのような議題が上り、どのような話合いがされたのか、お聞きします。

○（建設）まちづくり推進課長

後志総合振興局で行っております検討会議ですが、これまで検討会1回、ワーキング会1回を回開いております。議題としましては、本年、モデル条例を策定するということになりましたので、それが議題になっています。具体的な内容につきましては、弁護士とか大学教授とか、そのような専門家も交えまして、法的な検討を加えている最中でございます。

○松田委員

今後の検討会の日程のスケジュールなど、わかっていたら示してください。

○（建設）まちづくり推進課長

今後の日程についてですが、来年 1 月までに検討会をあと 2 回、またワーキングをあと 2 回、計 4 回開いて、今の議案を整理していくことになっています。

○松田委員

先ほど言いましたとおり、この空き家問題については、早急にルールづくりが必要だというふうに感じておりますので、一日も早い条例化なり、そういったルールづくりができるように頑張ってくださいというふうに思います。

◎旧国鉄手宮線整備事業について

では、次に旧国鉄手宮線整備に関連しての質問なのですが、文学館・美術館のところは今、色内駅というのがあると思うのですが、旅行者からの評判があまりよくないように思っていますけれども、何となくレトロな駅舎ということで、どのような認識を持たれているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

この旧色内駅、正式名旧色内駅ステーションというのですが、あまり評判がよくないというのは、実は私、初耳です。その建物が一体何かということなのですが、旧色内駅をモチーフとした休憩所でございます。もしかしますと旅行者の方は、旧色内駅を復元したということでごらんになったということであれば満足のものではないかもしれませんが、あくまでもこれは旧色内駅をモチーフにした休憩所ということでとらえますと、我々としては休憩所の役割を果たしていると、そういうふうに認識しております。

○松田委員

私も認識的に色内駅をモチーフにしたものというふうに認識していた部分もあったものですから、わかりました。

それで、それに関連して、文学館・美術館から 1 本国道寄りの一方通行の出口のところにお店があるのですが、あそこのお店、営業妨害になったら困るのですが、何となくレトロなところとその建物と何か景観的にどうなのかなと、ちょっと違和感を覚えるのですが、その点についてはどのような認識をされているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

今の旧色内駅ステーションに隣接する店舗でございますが、これは先ほどのことにも関連しますが、あくまでも個人財産ということでございまして、見た目が悪いからということで改善というような、そういった要望はなかなか難しい、そういったように認識しております。

○松田委員

あくまでも個人の財産ですので。ただ、観光客の人は喜んでくれる人もいますし、個人的な感情ではだめなのだなというふうに思いますけれども、よろしく願いいたします。

◎除雪計画について

次に、雪対策課に、除雪体制について質問させていただきます。

こんなに暑いのに、もう除雪のことかというふうに思う部分もあるのですが、やはり私たちこの北海道に住む人間にとっては、除雪というのは大切な問題です。

それで、先ほども説明がありましたけれども、昨年度と今年度の除雪体制の違いで特徴的なものがあるのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（建設）雪対策課長

昨年度と今年度の除雪体制の相違についてでありますけれども、正直、特に大きな違いはございません。ただ、

今年度も昨年度と同様に、6 地域体制で除雪業務を進める中で、道路パトロールを充実させまして、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、主要交差点の見通しの確保の強化、それから主要歩行路の良好な状態を確保するということとともに、除雪弱者に対する置き雪対策も引き続き実施したいというふうに考えてございます。

○松田委員

それで、昨年 8 月ごろだったと思うのですが、今後の除雪対策の参考にするというのでアンケート調査が行われたというふうに聞いておりますけれども、今年もアンケート調査は行う予定はあるのでしょうか、その点についてお示してください。

○（建設）雪対策課長

今年度のアンケート調査の予定ということでございますけれども、本年 7 月に第 1 回の除雪懇談会を開催しております。昨年度のようなアンケート調査というのは今後行う予定はございません。

ただ、今後 11 月に先ほど申しました除雪懇談会が開催されますので、そのときに皆様から具体的な要望、御意見を伺って、今後の除排雪実務の参考にしていきたいというふうに考えております。

○松田委員

やはり小樽の場合、高齢化が進んでおりますので、除雪に対しては、本当に皆さん心配されて、私たちもよく市民相談を受けることもあります。今後いろいろ検討されると思いますけれども、高齢者、また皆さんにとっては本当に深刻な問題ですので、除雪については御苦労もあるかと思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

◎オタモイ住宅について

では、また次の質問に変えさせていただきます。オタモイ住宅 4 号棟についてのことでございます。

先日、オタモイ住宅 4 号棟が完成して、入居者に先立ちまして視察をさせていただきました。3 階建てながらエレベーターも完備し、車いすにも対応できるようなトイレなど、水回りも広々として、うらやましく感じられた部分もあります。その時の話では、これでオタモイ平屋住宅のすべての方の住み替えが完了したということですが、オタモイ住宅に入居している方で、この 4 号棟に住み替えしなかった世帯が 9 世帯いらっしゃったというふうに先ほど報告がありましたけれども、4 号棟に入居しなかった方は今後どのようにされるのでしょうか。

○（建設）小林主幹

9 世帯のうち 6 世帯につきましては、オタモイ C 住宅の一部を修繕いたしまして、そこに住み替えをしていただく予定です。なお、オタモイ G 住宅は今年度解体する予定ですが、ここにお住まいの 2 世帯については、既に住み替えを終わっております。残りの 4 世帯につきましては、来年度に向けて予算措置をして、住戸を修繕して住み替えをしていただく予定でございます。そのあとの 3 世帯につきましては、他地区を希望しております。お一方は既に稲穂北住宅にも住み替えが終わっております。残りの 2 世帯につきましては、住戸があき次第、御案内をして、住み替えを円滑に進めていきたいと考えております。

○松田委員

◎玉の湯への送迎バス運行事業の廃止について

それで、4 号棟の完成に関連して、玉の湯への送迎バス運行事業の廃止というふうに先ほど報告がありましたけれども、その件について質問させていただきます。

この事業は、以前あった公衆浴場である満寿美湯の廃止に伴い、おふろのない市営住宅入居者に対する事業であったというふうに聞いておりますけれども、おふろのない市営住宅はほかにもあったと思うのです。それがなぜこの玉の湯に送迎するという、こういう事業を行った経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小林主幹

バス運行事業の前は、小樽公衆浴場商業協同組合の方に満寿美湯の営業を継続していただきましたけれども、平成 12 年度に収支がとれなく、営業が苦しいということで、市で補助金を出すようになりました。利用者も減った中

で収支がとれないということで今日まで来ておりました、あと施設の老朽化等もありまして、収支、補助金も増大するというので、それにかわる措置としてバス運行事業がスタートしたという経過がございます。

○松田委員

現在、本市では、おふろのない市営住宅というのはどのぐらいあるものでしょうか。押さえていますか。

○（建設）小林主幹

浴室の設置されていない住宅ということで、真栄改良住宅、最上 A 改良住宅、梅ヶ枝住宅、花園共同住宅でございます。

○松田委員

では、その方たちというのは、おふろはどのように対処しているのでしょうか。

○（建設）小林主幹

ここに入居されている方に直接調査したわけではございませんけれども、恐らく最寄りの銭湯あるいは湯の花、あるいは勤務先の帰りがけに公衆浴場を利用している、こういったように考えております。

○松田委員

それで、だんだん公衆浴場も少なく、廃業する方だとか地域が増えてくると思うのですけれども、今後このような、オタモイ平屋住宅のように、例えば公衆浴場のあるところまで送迎するというような事業、こういうような同様の対応というのはするのでしょうか。

○（建設）小林主幹

オタモイの住宅につきましては、団地数が多くて、そして公衆浴場を利用する方も市営住宅の入居者が大半だった、こういった経過がありまして、地域からも存続の要望、議会からのそういった要望、こういった経過があって、小樽公衆浴場商業協同組合にもお願いしながら今日まで来て、その代替としてバス運行事業になっていたということで、他の住宅につきましては、入居者も少ないという状況、そして利用の形態、例えば公衆浴場のほかに湯の花だとか、そういった利用形態がございますので、一概にオタモイがこういうふうになったので即同様の措置をするということにはならないと考えております。

○松田委員

◎オタモイ住宅 5 号棟建設中止について

次に、オタモイ住宅 5 号棟の建設中止についてお聞きしたいと思います。

当初、5 号棟は計画戸数が 30 戸の予定でしたが、先ほどの説明では、住み替えする人がいなくなったので中止したということですが、先ほど 4 号棟の質問をしたときの答弁で 4 号棟に入居しないほかのところに行くという方もいらっしまったように、4 号棟に入居しないけれども、実は 5 号棟に入居しようと希望していた人がいなかったのかどうか、この中止に伴っての影響はなかったのかどうか、この点についてはいかがでしょう。

○（建設）建築住宅課長

5 号棟建設の中止に伴い、影響を受けた方がいらっしやらないのかという御質問ですが、4 号棟への住み替えにつきましては、オタモイ C から G 住宅の入居者の方全員に意向調査を実施しておりました、委員が今おっしゃられたように、4 号棟には入居しないけれども 5 号棟には入居を希望するという、そういった方は意向調査の結果、いらっしやいませんでした。あくまでもそういった意向調査が先でございますので、その結果を踏まえた上で 5 号棟の建設中止ということを判断しておりますので、中止に伴い影響を受けたということにはならないというふうに考えております。

○松田委員

先ほど新谷委員から、要するに予定として 5 号棟建設予算が 4 億円ぐらいということで、ではそれを桂岡の住み替えに使ったらいいのでないかという、お話がありましたけれども、私はこれを中止することなく、もう予定地も、

先ほど図面に 5 号棟予定地というふうになっていましたので、住み替え希望がいなかったから中止するのではなく、このまま 5 号棟を建設したならば、あそこは比較的平らなところでありますので、そのまま建設して、逆にほかの地域からの住み替えに対応できるようにならなかったのかというふうに疑問に思ったのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

確かに今委員がおっしゃるような考え方ですとか、先ほど新谷委員がおっしゃられたような考え方、さまざまな考え方はあろうかと思えます。ただ、あそこにつきましては、あくまでも既存のオタモイ住宅の建替え事業としては完了したということで判断しておりますので、5 号棟の建設については、中止をしたいというふうに考えております。

また、今後、その他の用途廃止に伴う住み替え用住宅につきましては、長寿命化計画の中でもある程度は想定はしております。ただ、実際に住み替えを進めていく中で、いろいろと問題が発生することも考えられますので、そういった場合には、当然、先ほど新谷委員にもお答えしましたように、計画の見直しも含めて、市営住宅全体として検討する必要があるというふうに考えております。その場合、周辺部に限らず、市内の中心部も含めて総合的に判断する必要があると考えておりますので、現時点でオタモイ住宅 5 号棟に特化した形で住み替え用として建設するという、そういった判断を今するというのは難しいというふうに考えておりますので、その辺を御理解いただきたいと思っております。

○松田委員

では、あくまでも 5 号棟はオタモイの住み替え用として計画したことなので、オタモイの住宅の住み替えが完了したから 5 号棟は建設中止ですね。

◎市営住宅入居者の収入基準の変更について

次に入居者の所得オーバーの処遇について、所得オーバーの方については家賃を上乗せするだけで済む問題なのかということで問題提起をさせていただいてきましたけれども、今回は家賃判定の仕方についてお聞きします。

現在の家賃の認定はいつ行われたのか、家賃決定までの流れについて示していただければと思います。

○（建設）小林主幹

家賃の収入認定の関係でございますけれども、毎年 10 月 1 日を基準日としておりまして、前年の収入に基づいて家賃の算定をしております。例年 2 月上旬に収入認定通知を入居者に送付して、4 月に納付書を送付しています。

○松田委員

今のお話でいくと、前年の収入によって 10 月に申告していただいて、2 月で決定して、現実に納付書が行くのは次の年の 4 月ということですよ。

○（建設）小林主幹

10 月 1 日が収入の基準日となりまして、10 月 1 日の前年の収入に基づいて家賃の計算をするということでございます。翌年の 2 月上旬に収入認定の通知を入居者の皆さんに送付して、4 月に納付書を皆さんに送付する、こういった流れになっております。

○松田委員

そうすると、現実に支払うのは 4 月ですから、収入はおとし、2 年前の収入に基づいて家賃が 4 月から支払われるということになると思うのですけれども、そういった場合に、要するに収入が変わらなければいいのですが、例えば、2 年前は収入があったけれども、現在は収入が激変した。逆の場合もあると思うのですが前のときは収入が少なかったけれども、現在は収入が高い。おとしの収入で計算するから家賃の納付には困らないという人もいると思うのですけれども、そういった激変した場合のギャップというのはどのように対処されていますか。

○（建設）小林主幹

例えば定年退職して、認定したときは所得があった、次の年 3 月、退職したということで当然激変します。あるいは 4 月に同居している方が就職で移動する、こういった状況もありまして、そういった例えば定年退職だとか人が移動して確定した場合には、収入の再認定を申請していただく、そういった方法と、もう一つは、直近の収入の状況がわかるものを添付していただいて、減免申請をしていただく、そういった措置がございます。

○松田委員

そのように減免措置があるということ、逆の場合もあるのですけれども、そういったことで激変緩和していただけるということですね。

○（建設）小林主幹

はい。

○松田委員

それで、先ほどの条例の改正案について関連して質問させていただきます。先ほどの市営住宅条例の改正案のところに、裁量階層ということで、国は 25 万 9,000 円を示す基準額ということですが、本市は基準額を引き上げることは入居世帯、対象世帯が増えることになり、このことは応募倍率の上昇を招く、本来入居すべき世帯の入居機会を奪うおそれがあるということで、国の基準より低い金額に抑えているというふうに案で出ていました。そういった場合、そういうふうになると、逆に入居する間口を、本当は入りたいのだけれども収入がちょっとオーバーしているから、本当は国の基準でいけば入れるのだけれども、本市の基準でいけば入れないという方が出てくる、それは応募状況を増やすことによって倍率を増やしたらという先ほどのお話だったのですけれども、そういった場合、それと逆に、そういうふう抑えている割には、収入が多くてオーバーしている方については、すぐ退去させないとかというような措置がとられているというふうに聞いたのですけれども、そういったことになると矛盾はないのでしょうか。

○（建設）小林主幹

入居のときは基準が決まっていますので、その基準をオーバーしての入居はできませんけれども、入った後、例えば収入が上がったことによって超過する、こういったことも考えられます。ただ、超過したから直ちに退去ということもできませんので、今やっている措置としましては、収入超過者、3 年入居している方で超過している方については、明渡しの努力をしていただくという要請文を出しております。また、高額所得者については、明渡しの要請ということで、場合によっては面会をしながら、今の基準であれば明渡しをしていただく、こういったことを行っているというところでございます。

○松田委員

とにかく入りたくても入れないという人がたくさんいらっしゃいますので、そういったことで公平にさせていただければというふうに思います。

◎一般住宅と特定目的住宅との申込窓口の一本化について

次に、指定管理者の公募についてお聞きします。

私が、昨年の第 4 回定例会で、一般住宅と特定目的住宅の申込一本化、窓口を一本化してほしいということで提起して、平成 25 年 4 月からの指定管理者の更新時期に当たって一本化をしていただけるというふうに回答いただきました。

それで、市のホームページによれば、8 月 10 日に来年度更新される指定管理者の公募説明会を行ったというふうに出ておりました。説明会の参加申込みというのはどのくらいあったのでしょうか。

○（建設）小林主幹

3 事業者が説明会に来ておりました。

○松田委員

それで、その参加申込みのところに、募集要項に対する質問事項を 8 月 17 日まで受けるというふうに記載しておりましたけれども、質問等はありませんでしたでしょうか。

○（建設）小林主幹

質問の内容につきましては、指定管理者のほうで退去修繕をやっています、退去修繕は過去 3 年間でどのぐらいかかりましたかと。あるいは業務体制、現在の指定管理者の業務体制はどのような業務体制ですかとか、あるいはまた例えば入居者に収入申告の送付をするわけですけれども、郵送料が 3 か年でどの程度かかっていますか、あるいはまた給水ポンプ、こういった施設の使用がどういふふうになっているのか、こういったような内容の質問が来ておりました。

○松田委員

それで、今後の指定管理者選定までのスケジュールについて示してください。

○（建設）小林主幹

今、昨日までで 3 事業者から申請がありますので、10 月に入りますと上旬に、第 3 回指定管理者選考委員会の中で、所管部のヒアリングというのを予定しております。10 月中旬になりますと、3 事業者のヒアリング、これは第 4 回指定管理者選考委員会の中でヒアリングがございます。その後ヒアリングを通じて正式ではありませんけれども、選考結果を 10 月下旬に通知します。そして、12 月の第 4 回定例会で、指定管理者の指定ということで議案が上がりますので、最終的には議会の議決を経て最終の決定と、こういった流れになってございます。

○松田委員

まだ先の話ですけれども、特定目的住宅が今度、指定管理者が受けるというふうになった場合に、一本化の周知というのはどのように予定されているのでしょうか。

○（建設）小林主幹

選考された後の結果でありますけれども、地域福祉課で今までやっていた業務について、業務マニュアルをこちらのほうで手配しておりますので、業者が決定してから、そういった流れ等については打合せをしたいと考えております。

○松田委員

では、この受付担当者の教育というのは、市が行うのですか、それとも指定管理者でやるのですか。

○（建設）小林主幹

済みません。今、教育の話ですけれども、指定管理者が決まった後、業務マニュアルを入手しておりますので、そういった部分の周知徹底を指定管理者のほうに図りたいと。

それとあと、市民への周知ということの御質問がございましたけれども、それにつきましては、変わった点につきましては、例えば市ホームページあるいは広報おたるにてお知らせ、そういった部分で変更点を示したいと思っております。

○松田委員

特定目的住宅の方というのは再申込み、落ちたらまた受けるということで、今までは例えば 3 月の時点では地域福祉課だった、4 月になったら今度違うというようなことでまごつかないように、その点についてはしっかりやっていたらと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

## ○山口委員

### ◎空き家バンクについて

今、松田委員からも空き家について議論がありましたので、私もこれまで空き家対策について議論させていただいていたのですけれども、条例となりますと、さまざまな課題、検討する事項があると思います。

もう一つは、単にいわゆる危険空き家の除却ということだけではなくて、私は常々言ってきましたが、空き家については一つの都市資源として考えて、それを市内でのニーズはないにしても、市外のニーズにこたえる、空き家バンクを本市は持っておりますけれども、なかなかそれがうまく機能してビジネスにつながってっていないと。いっていないとは言いませんが、なかなか思うように進んでいないと言えらるるのです。市内の人は、お年寄りが基本的には亡くなられて若い人がそこに住むかということ、通勤等のことを考えれば、本市に住まないで札幌に住むというような、職場に近いところに住むとか、そういうふうになりますよね。なるべく平地で雪の心配のないマンションなどにお住まいになるというのが通常ですから、なかなかやはり住みません。空き家が870軒ぐらいありましたね。それをどういうふうに利活用していくのかという観点ももう一步含めていって、私も空き家バンクの話もしましたけれども、それだけではなくて除却した後の土地も含めて、やはりまず周知、紹介をしていくということの作業を行政がどのようにできるのか。だから、一定、私は費用をかけても行政が調べて、それを民間で紹介していただく。市のホームページなどでは、直接市がそういうものを、言ってみるなら例えば小樽市内の鳥瞰図なんかを示して、その中でどういう位置にこういう物件があるかというようなことを、グーグルマップなどでやればすぐ出ますから、そういうふうな紹介を、これから工夫をまずされるべきではないかと。

それと同時に、通学路であって、なおかつ冬になれば当然雪も落ちるし、倒壊の危険もある。人に危害を加えるような場所で除却がされていないという、そういうものについては、例えば一定、行政で代執行するというようなことにたぶんなると思うのです。簡単にそれはできませんから、どういうものを除却の対象にするのか、代執行の対象にするのかという基準づくりも大変難しいと思うのです。

もう一つは、代執行するとなれば、税金でやるわけですよ。それを基本的に、例えば税の滞納であれば差押えもできますし、強制的に徴収する権限は持っていますけれども、例えば代執行した際に、立て替えた費用を取れるのかと。基本的に逃げ延びを許してしまえば、これは大変まずい条例になってしまいますから、それをいかに抑えるかということも含めて、これは検討課題になり得ます。除却、要するに、強制的に行政が立ち入って代執行して除却する対象物件をどこに絞るのかということがまず1点大事ですよ。もう一つは、代執行をしてつぎ込んだ税金をいかに所有者に払っていただくのかと。そここのところの整理というか、法的な権限ですよ。私は、ほとんど払ってもらえないと言ったらおかしいと思いますけれども、優先的にお金が取れるのかということ、たぶん優先的には取れないでしょう、きっと。

だから、その辺も含めて、これは全国的な問題ですから、国の一定の法整備をやはり求めていくことも含めてきちんと考えないと。それを自治体から提案していくことも必要ではないかというふうに私は思うのです。今、せっかく検討や勉強というのですかね、研究を今されているようですから、今、私も申し上げたような課題だけではないと思いますけれども、いったんそういう課題を整理していただいて、その中で議論経過も今後聞かせていただきたいなど、こういうふうに思います。これお答えは要りません。

特に、もう一遍繰り返して言いますけれども、せっかく空き家バンクをつくっても、なかなかこういう資産として生かされてない。小樽は、ほかのまちと比べれば、資産として生かす得る、好条件のまちだと思いますので、そういう施策について、私はいろいろ提案をしておりますけれども、それ以外にも紹介というところだけでも、今の空き家バンクの紹介の仕方だけでは不備だと思いますので、そこも十分に検討をしていただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

## ◎奥沢水源地について

水道局にお聞きしますけれども、奥沢ダムの中でございます。

今日、報告にもありましたけれども、民間の委員を入れて、それからダムの跡地、これをどういうふうに整備していくのかについて、これから検討をされていくというふうなことで、奥沢の水源地の歴史的な背景等の資料をおつくりになって第 1 回目の検討会議をおやりになったというのを聞いておりますけれども、議会でも、建設常任委員会も含めて、どういうふうにしていきたいかということは、我々も申し上げております。

私はいつも思うのです。民間の委員を必ず入れて、そして計画をおつくりになるということは、基本的流れになっておりますけれども、大事なのは、あの地域を一体行政がどうしたいのか。行政というのはプロの集団なわけですから、都市計画の課もありますし、ある意味ではハードについてはプロなわけですね。本市の将来にとって、あそこどういう意味を持たせるのか、これ新幹線も例えば天神町に駅ができるわけですね。それにも関連はしていきます。私はあそこに駅をつくることにはあまり賛成はしておりませんが、いずれにしてもあの地区というのは、一定そういう投資があるわけですね。

そういう中で奥沢水源地は、水道遺構としては土木学会からもある意味では表彰されるような施設なわけで、そういうことで大事なわけですから。それを生かす施設として、生かす公園として整備をするということはわかるのですけれども、行政としての意志ですね。位置づけは大体わかりますけれども、どういうデザインでやりたいのかというような、デザインも含めて、あなた方はプロで勉強されているわけですから。そういう意味で、一定程度自分たちの意志をお示しになって、こうしたいのだということを、原案をお出しになって、それで民間の方と議論されるほうが、よりよい議論になると思うのですよ。ただ、お聞きしましたと。それを何とかまとめましたと、旧国鉄手宮線については今回そういうふうにやっていますけれどもね。だから、やはり一定の行政の強い意志、それから理念、これはやはりお伝えし、そういう中でいい案が出るように誘導していただきたいなど。これも基本的に要望です。

お聞きするのが、奥沢水源地保存・活用検討委員会の委員の構成はどうなっていますか。例えば、学識経験者とか、市民活動をやっている方とか、町内会の方とか、そういうのがあると思いますけれども、どういう人数で、どういう構成で委員が構成されておりますか。

### ○（水道）整備推進課長

奥沢水源地保存・活用検討委員会委員の構成でございますけれども、現在 8 名で構成されております。うち 2 名が学識経験者でございますけれども、大学の教員でございます。ほかの 6 名ですが、市内の団体から委員として推薦をいただいております。その団体というのは、小樽商工会議所、それから小樽観光協会、奥沢地区連合町会、次に N P O 法人自然教育促進会、次にネットワーク・らんという組織、次に小樽観光大学校「おたる案内人」からということで推薦をいただいております。学識経験者 2 名と関係団体 6 団体から推薦をいただいて、委員を 8 名で構成しています。

### ○山口委員

学識経験者は、ちなみにどういう専門の方なのですか。

### ○（水道）整備推進課長

学識経験者 2 名のうち 1 名は、小樽の歴史に詳しい方を委員として選んでいます。もう 1 名の方は、公益社団法人土木学会選奨土木遺産の北海道の選考委員を務めている方を選定しております。

### ○山口委員

質問を変えます。

もう一つ、水道施設として、まだこれ結論が出ているかわかりませんが、あそこの取水をダムからとらないで、勝納川から取水をして、水道施設として残していただきたいという市民の要望がありました、我々も要望しており

ました。水道局もそういうふうな意向でしたよね。その辺のことについては、方向性は出ましたか。

○（水道）整備推進課長

奥沢浄水場の再稼働についてということでございますけれども、この奥沢水源地の保存活用の問題と密接に関係しておりますので、その方向性とあわせて今後検討してまいりたいというふうに考えております。方向としては、先ほど委員がおっしゃったように、勝納川、それから二股沢川からの取水をするということも選択肢の一つとしては考えております。

○山口委員

見通しというのは、まだわからないということですね。ぜひ残したい、浄水場として再機能させたいという意向は、水道局としては持っているのですね。ここだけは確認しておきたいのです。

○水道局長

奥沢浄水場につきましては、今、整備推進課長から話をさせていただきましたけれども、一つは保存・活用検討委員会でいろいろな意見をまだもらっている最中ということでございますし、水道局は公営企業というので企業ですので、先ほど新谷委員にもお答えをしましたが、やはり企業を経営していく中で、市民の皆さんに料金という形で迷惑をかけてしまうことになりますので、無尽蔵に金を突っ込むというわけにはいきませんので、その辺も含めて、奥沢水源地保存・活用検討委員会の御意見を伺いながら、また水道局としての意思といましようか、理念を持って判断していきたいというふうに思っております。

○山口委員

もう一つ、まだ具体的に検討されているかどうかわかりませんが、公園整備ですよ。言ってみればこの整備というのは、水道局でおやりになるということになりますけれども、いずれにしても単費で事業をやるわけにはいきませんので、例えば国の、公園でしたら公園整備事業という部分はありますけれども、何が一番適当なのかかわかりませんが、国のいわゆる補助事業の項目、そういうものというのは、見当はつけていますか。

○（水道）整備推進課長

今、奥沢水源地の今後の活用については、今年度、奥沢水源地保存・活用基本構想案を、取りまとめる考えでございますけれども、具体の整備につきましては、この構想案がまとまった次の段階として検討してまいりたいというふうに考えております。公園ということであれば、公園事業という選択肢もあるとは思っております。

○山口委員

日程的には、おおよそで結構ですけれども、整備をいつごろ実際やるのか、いつごろその事業をするのか、そういうめど、スケジュールというのがありますか。

○（水道）整備推進課長

事業実施のめどでございますけれども、どの事業を採択、選択するかということも含めて、現時点ではまだ決まっておりますけれども、今言えるのは、今年度あるいは基本構想という形でまとめて、次につなげていきたいというふうに考えております。

○山口委員

◎旧国鉄手宮線整備事業について

質問を変えます。

旧国鉄手宮線整備事業に係る事業用地の取得がようやく、公社のほうで言っていたのですけれども、正式に市のほうで取得ということに相なりまして、結局、旧国鉄手宮線の整備をやっと、実施計画をおつくりになって、来年度から一斉に整備に入られて、本会議では平成27年度中に何とか整備を終えたいという答弁をいただいておりますけれども、スケジュール的にはそれでよろしゅうございますか。確認です。

○（建設）公園緑地課長

現在、社会資本整備総合交付金事業ということで、交付金をもらってやっております。その交付金計画の中で、今年度は用地買収と測量、それから実施設計をやっています。それで、来年度以降の交付金の計画としましては、さきほど委員がおっしゃいましたように、来年度から3か年実施をやっていきたくいと予定をしています。

○山口委員

これは交付金ですけれども、補助率はどれだけののですか。要するに市の持ち出しはどれだけののですか。

○（建設）公園緑地課長

ただいま社会資本整備総合交付金事業の中で、これも3種類ございまして、効果促進事業ということで、詳しくは従来であれば公園事業の補助の対象にならないような、いわゆる緑地ですとか広場、そういったものを対象にした交付金事業です。これにつきましては、ちょっと用地買収と実施の補助率が違うのですけれども、実施のほうは交付金が2分の1、それと残りの起債の充当率が結果的に100パーセントです。ですから、単独費というのはいないのです。

○山口委員

総事業費でどの程度見られていますか。

○（建設）公園緑地課長

用地買収も含めてですか。

○山口委員

抜いて。

○（建設）公園緑地課長

来年度からの実施が、3年間で1億4,000万円予定しております。それで、今年度の測量と実施設計、予算上は770万円となっています。

○山口委員

希望を持ってきましたよ、私は。いろいろ議論をこれまでもさせていただきましたけれども、基本的には旧国鉄手宮活用線懇話会の議論を経て一定の旧国鉄手宮線の整備計画をおつくりになったのでありますけれども、人力車が走れたり人が歩けたりということを最低限確保するのだというような部分もありましたし、あとは駅舎ですね。稲北駅とか色内駅とか、それと中央駅でしたか、5か所か6か所か、駅を想定されておりましたよね。何でしたか。

（「ステーション」と呼ぶ者あり）

○山口委員

そうそう、ステーション。この意味はわかりますけれども。

いずれにしても、その想定されているところを、駅だけではなくて、ある程度人が憩えるような広場として整備をするというふうに書かれておりましたよね。ただ、それをどのようにするのか、素材を何を使って整備するのか。私はまくら木でやってほしいと言ってウッドデッキにしておくとかと言っておりましたけれども、そうされるのか、単に芝生で囲われるのか、森としてですよ。わかりませんが、その辺の細かいところまで、今、議論はされていますか。

○（建設）公園緑地課長

現在、測量は終わりました、今、これからいろいろな材料をどういうのを使うかということで、いろいろ何種類か見積りをもって検討しているところです。ただ、基本的には、この事業計画といいたいまいしょうか、市でやっています計画、委員も今お持ちの旧国鉄手宮線活用計画のイラストなりパースにのっかって、できるだけその絵に近くなるようなものを考えております。

## ○山口委員

これから具体的にいろいろ議論させていただきますので、今日はこのくらいにしておきますけれども、要は基本的に整備がある意味では沿線の再生につながっていると。小樽の新しい都市資源になっていくということですよ。単に線路だけでなく、沿線も含めて。特に、旧国鉄手宮線の沿線というのは、小樽の特徴である歴史資源ですよ、それがないわけです、少ないわけですよ。一部の地域には、若干、郵船の近くの地域ではありますけれども、ほとんどがないわけです。新たに景観形成、景観誘導をしていく必要がありますよね。

前回、議論させていただいたのは、国の空き家再生等推進事業をぜひ活用して、それで空き家を除却して新たな施設、それを景観にある意味では配慮した建物をつくっていただいて、その地域を再生すると。それを、せっかく商工会議所がまちづくりの企業みたいなものをお考えになっているようだから、そういうところに働きかけを市からも強くしていただきたいということを申し上げました。そこだけが済めばいいというわけではないわけですね、旧国鉄手宮線というのは非常に距離も長いわけですから。そういう意味で、拠点になる、先ほども申し上げた想定する地域、広場として整備するような地域、そこを重点的に、ある意味では新たな景観形成につながるような、民間の投資を呼び込むような誘導策が必要なわけですよ。

小樽市は大変先進的な景観条例を持っておりますけれども、前にも議論を申し上げましたが、新たな景観形成に対して、助成をするような条例にはなっておりません。私は、これは金額についてはいろいろ議論があると思いますが、そういうものをぜひ条例に加えていただきたいと思います。補助率についても、助成率についても議論があると思いますが、前にも駅前通拡幅事業に際しては、中央通の景観誘導をおやりになった事例があるわけですね。小樽はそういう経験がある。それで一定の景観が、ある意味では誘導されたわけです。若干、私はあそこについては、もろ手を挙げて賛成できる事業だとは言いませんけれども、だけれどもよくやられたと思うわけです。

旧国鉄手宮線というのは、そういう意味で言ったら、非常に重要な地域にあります。土地を整備されるわけですから、そこをいかに景観誘導を行うのか、これを今後ぜひ部内で検討いただきたいと思いますのですけれども、私もそういう意味で言うといろいろ意見交換をさせていただけると思いますが、それについては今後、財政的なことでもあります。小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例も、ちょっと今、先細りになっておりますね。景観誘導の原資をつくるにはちょっと、原資になるかという、なるだけの金額はありません。基金も大分取り崩しておりますしね。

だから、新たにそういう項目を設けて、再度基金を募ることも考慮に入れてやる必要があるかと思いますが、いずれにしても知恵を絞って、新たなそういう条例の項目ですよ、そういうものを加えてつくっていく必要があるのではないかと思いますけれども、やるやらないは別にして、どういうふうなお考えなのかをお聞きしたいと思います。

## ○（建設）まちづくり推進課長

過去には、景観条例に基づいて歴史的建造物の助成と、それから、今、委員がおっしゃる景観形成地区の助成をしました。主に、その景観形成地区の助成というのは、中央通の景観誘導ということでしておりましたが、それは一定程度成果もあって、平成十何年かにやめたところですよけれども、やはりこのときは、年間の助成額が数千万円に至ったということで、非常に財政的にも厳しい状況でございました。

今、そういったことを経て、歴史的建造物の助成については、寄附金を充当しています。ただ、この寄附金も 4 年目、5 年目を迎えて、非常に寄附の状況が低下しました。今ストックされている寄附金を使って歴史的建造物の助成をしていくのですが、それについてもあと何年か、二、三年で底をつくような、そういったような状況でもあります。

ですから、御提言の話は、確かにそういった意見もございしますが、大変財源的に厳しい、そういうような課題は一つあるかと思っています。

## ○山口委員

まとめて終わりますけれども、いずれにしても、ここで議論はやりませんが、本会議などでもお話ししますけれども、今、小樽は観光資源しかないと言っても過言ではないのです。工場誘致を行い、いわゆる製造業が主になってやっていけるようなまちではないわけです。基本的に3次産業で生きていくしかないのです。そこで何とか皆さんに住んでいただいて、地域の人口減を食い止めて、なおかつ職もつくっていくということだと思いますよ。そういう中で、観光のポテンシャルがずっと落ちているわけですから。私は、このままでいけば、基本的には落ち続けると考えています。落ちるときには急速に落ちますよということです。

そういう中で新たな資源を、基本的にはもともとある資源がいっぱいありますから。天狗山の眺望も私は議論していますし、基本的には手宮線は歴史遺構としてはもうピカーなものです。運河に匹敵するぐらいのものです。もう一つは、今、港湾計画の改訂に入っておりますけれども、港です。

いずれにしても、景観は民間の投資を基本的には期待しながらやるしかないわけです。そのためには、都市の価値を底上げするような施策を市がとっていかないと、基本的には外の投資というのはやらないわけですね。港も例えば整備されても、市がやれるわけないですから本当に望むような景観になっていかない。だから、都市の魅力を底上げする努力を、行政がある意味ではお金を突っ込んで一定投資しても、やっておくべきなのだというのが私の論です。

そういう意味でも、私は少なくとも景観誘導については、本当に少ないお金を絞っても、一定程度の事業はぜひやるべきだと思いますので、その辺、市長もなかなか、山口はお金を使うことばかり言うと言ってこの間怒っていましたが、絞って使うということは大事ですから、ただ絞っただけでは、低位平準化してしまって、ますます縮んでいきますから。そうでなくて、将来に希望の持てるまちにするためには、将来に向けての投資というのを、決断を持ってやるということが大事ですから、そういう意味で市長にこれから申し上げていきますけれども、建設部としてもぜひ検討をお願い申し上げて、私の質問を終わります。

## ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

## ○安齋委員

### ◎空き家バンクの有効活用について

空き家バンクについて話がありましたので、何点か質問させていただきます。

前のときにも、空き家バンクについて、あまりにも使用されていない、不備がある制度だったというふうに指摘はさせていただきましたけれども、その後、築40年ぐらいの空き家についても緩和してのせるということでしたが、それから、空き家バンクとして利用はどういう状況で進んでいるのか、まずお聞かせいただけますでしょうか。

### ○（建設）まちづくり推進課長

昨年、築年数をもう少し幅を広げていって、特に詳細は資料に載せていなかったのですが、170件にわたって調査しております。そのうち使えそうなものをピックアップして、現地調査をして、最終的に小樽とか札幌市内で連絡がとれるところには完了しています。結果として、ほとんどだめでした。というのは、これは以前にも申し上げていたと思うのですが、我々が行った段階では、ほとんど優良な物件については大手不動産がついているのです。そういうものは融通させています。残っているものについては、やはりそれなりに評価できないものばかりで、また、いい物件についても、なかなかそういう人に貸すとか売るといような、そういったものではないということです。結果的には170件調べたのですが、勧誘ができませんでした。現在、2件、売る物件と賃貸とで1件ずつあるのですが、これも何とか増やそうとして今まで努力しているのですが、そういった状況で増えないということで今の状況となっております。

## ○安齋委員

たぶん、始めた当初から、いい物件については大手が持ってやっているということは予測されたと思うのですけれども、それなのに何で始めたのかなというところが疑問に思うのです。せっかく始めたのであれば、生かしていかなければいけないと思うのですけれども築年数も40年とお伺いしたけれども、結局そういう状況だったということで、今後はどういうふうにご利用するように考えられているのか、それともこの制度自体を廃止して、逆に民間のサイトにただリンクするだけにするのか、その辺考えていることがありましたら、お聞かせください。

## ○建設部小紙次長

今、委員からの御指摘がありましたように、空き家バンクはなかなか成長できていない状況にあります。理由は、今、課長からも話がありましたけれども、小樽の場合は不動産業が結構充実してまして、なかなか行政で単独で空き家を調べて、その所有者を調べて登録をするという、行政からの働きかけについても、ある程度の限界があるなどというものを今実感しています。不動産というのは、御存じのように、毎年というよりも毎月、あるいは1日置きに動きがありますから、行政の動きはやはりそれになかなかついていけないという、それが現実の状態でないかということに改めて感じているところです。

そういった意味で、今後、空き家バンクをどうしていくのかという部分については、今のままの制度であれば、もう本当に先はないというふうには内部では議論をしています。山口委員からも、そういう意味で景観形成事業の資金を入れて、何とか有効利用も含めた形での制度というのを立ち上げられないのかという話も、これまでずっと要望を受けておりますので、今後、ただ紹介ということではなくて、有効活用も含めた別な形の制度にやはり変えていかないと、実のある制度というか事業にならないというふうには思っております、ちょうど今がその過渡期といえますか、その時期に達したのかというふうには思っておりますので、今後、空き家バンクをどうするかと。廃止、いろいろな方法はあるのですけれども、どう変えていくのかも含めて、もう少し庁内議論をさせていただきたいというふうに思います。

## ○安齋委員

非常に丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

1点だけ私から提案をさせていただきたいのが、毎週日曜日の朝の、もうかっている企業を紹介する「がっちりマンデー!!」という番組がありまして、この中で、もうかる地方自治体としてフェイスブックで有名な武雄市と、もう1カ所、若い人たちが移住促進しているということで、ちょっと今、名前が出てこないのですけれども、1都市紹介されています。そこでは空き家を有効活用して、若者のオフィスにしたり、シェアハウスにしたりという動きで、どんどん移住者を増やしているという取組がありまして、それで稼ぐ自治体というテーマであったことから、人口が増えて少し市税がアップしているというような内容だったのですけれども、空き家とかを紹介するに当たって、これからいろいろ制度を変えていかなければいけない過渡期だということで御説明いただきましたが、私から1点提案させていただきたいのが、商大生とかが札幌から通うのに、札幌に住んでいたほうがバイトもあるし、遊ぶところもあるし、交通費をかけているだけでいいというような考えで、なかなか小樽に住まない状況が進んでいるのですが、まちづくりのイベントとかに商大生がすごく入ってくれて、終電になるから途中で帰らなければいけない、飲み会をしても1次会、2次会で帰ってしまうというような形で、札幌に住んでいることでデメリットもあるということで、商大生の中には、家にみんなで住めたらいいねとか、そういうような話をしているそうなのです。その中で、もし行政的に何かできるということであれば、商大生に向けて、この空き家をシェアハウスで使ったらどうですかと。アパートを借りるのに3万円だけれども、みんなで借りれば1人1万円で済むよと。そういった、ただ空き家を紹介するのではなくて、住んでほしい人に向けてのキャッチフレーズとか利用方法を提案していくというやり方をしていく時期に来ているのかなと思いますので、これについても、今、庁内で検討されているということですから、検討の中に入れていただきたいと思います。こちらについて、御意見がもしあれば

お伺いできますでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

御意見としてちょうだいします。

○委員長

次長はないのですか。

○建設部小紙次長

ないのですけれども、先ほど答弁させていただきましたように、今後、いろいろ方法というものを考えていかなければならないというふうには思っておりますので、委員からの御提案も一つ参考にさせてもらって、広くいろいろなところからの御意見もいただきながら、いい方法をつくっていきたいというふうに考えております。

○安齋委員

ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。私が海外で生活しているときに、結構空き家とかがあると、留学生とかがシェアハウスにして、5,000円とか1万円ぐらいで安く住んでいるのです。そういった留学生にとってはすごくありがたい取組も結構ありました。小樽では留学生も多いし、宿が高いから生活費を削らなければいけないというような話も聞いていますから、海外の留学生に向けたそういったシェアハウスでもいいですから、何か検討していただきたいと思います。

◎置き雪対策について

では、今日、御報告いただきました点について何点か、まず除雪計画についてなのですが、これについては、置き雪対策について福祉部と連携していくということで、私としては福祉部と連携してやっていくということは、たぶん制度的には一番それがいいのかなと思っていて、評価したいとは思っているのですが、1点だけ、新谷委員への御答弁の中で、今後どんどん置き雪の需要が増えてきた場合、仕事の担い手がなかなかいないというような御答弁をされていたかと思うのですが、置き雪をやってほしいというところが増えてくれば、その分、対応がなかなか、人手がないというような御答弁だったと思うのですが、そこで一つ提案があります。中松市長も市民力、市民力とおっしゃっていますから、ボランティアとか、そういったところを活用して、置き雪に対してはボランティアにやってもらうとか、そういった民間の力を活用することはできないのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

置き雪対策の担い手の問題なのですが、現状の世帯数でいきますと、確かにそういうような業者で対応可能かというふうに考えています。ただ、この超高齢社会の中、どんどんそういうような対象世帯が増えた場合に、どれだけの担い手が確保できるかという、非常に難しい問題がございますので、その辺、若い人から力をかりながら、そういう担い手を確保していきたいというふうには考えています。

○安齋委員

福祉と連携するということで、たぶんもっといろいろなところで、細かいところも要望とかが入ってくると思いますし、私も毎年雪かきボランティアなどをやっていたり、あと、市内の桜陽高校で除雪ボランティアなどをやっていますから、そういったところも生かせるのであれば生かして、少しでも税金の支出を減らして、民間と協力してできるところは協働でやっていくというふうに進めていってほしいなと思います。

置き雪に対して、まずパトロールして、その置き雪があるところをやっていくというふうに聞いていたのですが、その制度について改めて、まず除雪をやって、まだ置き雪があるところをまたその後、違う車でパトロールして見つけて、置き雪を処分していくのか、どういったやり方をしていくのか、いま一度説明をいただきたいのですが、

### ○（建設）雪対策課長

今、業者にやらせている内容につきましては、置き雪対策を3組合でやっていただきまして、そこは過去5年ぐらい人力で作業をやってございますので、除雪が入るタイミングですとか、そういうものにつきましては、大体感覚的にわかっているということがありますので、ある程度雪が降って除雪が入るというのを想定して、パトロールして、ああ、やはりここに置き雪があるなど。そういうときに人手が行って、人力で2人1組になってその雪をかき分けていくという作業であります。

### ○安斎委員

私からまた提案なのですがすけれども、以前、東北へ被災地のボランティアで行ったときに、瓦れきを撤去してほしいとか、ここにはまだ触れないでほしいという印を家とか旗で表していたことがあったのですが、これをちょっと置き雪対策で生かせないかと思って聞いていたのですが、例えば除雪した後に、置き雪があるというのをパトロールしてやるよりは、事前に置き雪をやってほしいという世帯に対して、置き雪の何か黄色い旗というのでもないのですが、何か印をつけておけば、除雪をやりながら人手で置き雪を処理して、パトロール分の作業負担が減るのではないかなとは思っているのですが、それに関してはいかがお考えでしょうか。

### ○（建設）雪対策課長

旗等も含めた目印の関係ですがすけれども、やはり確かに除雪作業ということではやりやすいのかもしれませんが、そういう目印をつけることによって、防犯上の問題ですとか、いろいろ課題が出てくると思いますので、その辺については一つの検討要素ではございますけれども、現段階では採用は難しいというふうに考えてございます。

### ○安斎委員

思いつきで提案させていただきました、済みません。また、私もいろいろな都市を見て、いいものを吸収して、御提案できるようにしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

### ◎オタモイ住宅5号棟建設中止に関連して

市営住宅に関して、質疑を聞いていて1点だけ、オタモイ住宅5号棟建設を中止して、2人の委員から、本当は建てて住まわせればいいのかということと、ほかのところで生かせばいいのかということだったのですけれども、私は、どちらともちょっと観点が違ひまして、無駄に5号棟を建てて住まなかったというよりは、建てないほうがよかったかなと思ひますし、ほかのところに使ったらどうかということも、まちづくりの観念で考えれば、どこを優先していくかというのは、今後、たぶんもっと検討していかなければいけないかなと思ひてまして、そうであればせつかくまちなか居住を小樽市として進めていますから、中心街でもっとまちなかに居住できるような施設をつくるとか、整備をするとか、そういった方向で考えるべきなのかなと思ひています。1回、伊達市に視察に行ったときに、あそこは人口3万人ぐらいなのですがすけれども、コンパクトシティとうたっていて、人口3万なのに住みやすい。小樽市は13万人以下とか12万人になるとかと言って騒いではいますけれども、まだ伊達市よりも10万人多いのに、でも何か住みづらいという話がよく聞かれる。そうであれば、もっとどんどん人口が減っていきますので、小樽市としてもコンパクトシティという、もっとまちの中に居住するような方策として、第1ビルとか第3ビル、第2ビルとかあそこら辺もありますし、旧丸井今井のところはちょっと触れられないかなとは思ひますけれども、ある程度まちなかにあいているところがありますから、そういったところでもう少し高齢者なり若者が住めるような住宅を整備して欲しいなと思ひますが、それについてお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

### ○（建設）建築住宅課長

今、委員がおっしゃったように、確かに中心部というお話もござひます。先ほど、私、最近の松田委員の答弁の中でも、今後、場所については市内の中心部も含めて総合的に判断をさせていただきたいということで、その辺が、今、委員の言った趣旨を私は言ったつもりであるのですが、やはりコンパクトシティ、中心部で需要が高いという

ことも十分認識していますので、その点についても、今後、そういったことを踏まえた上で、総合的に判断していきたいというふうに思っています。

○安齋委員

ありがとうございます。

◎水道料金等徴収業務委託について

次は、9番目の水道料金の徴収業務について何点かお尋ねさせていただきますが、まず今まではジェネッツというところに委託していたけれども、今後はまた新たに、更新を機に市内の事業者と共同企業体を組んでやるということだったので、これを変えようと思った理由を改めてお聞かせいただきたいのです。

○（水道）料金課長

もともとは、共同企業体にするという変更については、前回の平成21年の議会のときになります、そのときに地元企業の参加について議論があった経過から、この委託業務について地元企業について考えていた次第です。

○安齋委員

先ほど、地方公共団体がやることはやるようにというような御意見もありましたけれども、私としては、やはり行政をスリム化して民間でできるものは民間でやっていってもらいたいなと思っていますし、今回も、水道局がすごく頑張られてどんどん民間委託して、民間でできるものはやって、スリム化しているということは大変評価できるのですけれども、今回については、1年間の委託料がジェネッツよりもちょっと割高になるというような御答弁があったかと思うのですけれども、これについては、やはり地元企業が入ったゆえの増額になるのでしょうか、それとも何か新しくサービスといいますか、業務内容を増やしているのか、その点についてお聞かせいただけますか。

○（水道）料金課長

先ほど新谷委員に答弁させていただきました内容につきましては、同じ業務とした場合について想定される金額ということなのですが、限度額というものをまず定めて、先に示して募集を行うわけなのですが、その限度額を算定する中身なのですけれども、ほとんどが人件費というものになってしまうのですが、その人件費の動向を見ますと、平成21年度に算定したときと今年度、算定、積算した場合においては、給与水準的には若干下がっている形にはなっているのですが、社会保険料というものがかなり制度が変わってきておまして、かなり率が上がってきているものですから、その分が上がるのではないかとということで答えさせていただきました。

○安齋委員

また後ほど詳しく御説明いただいて、勉強させていただきたいなと思います。

あと1点だけ、もともと市の水道局の窓口にいる職員を、今、ジェネッツで8名ほど民間として雇っているということなのですが、今後、ジェネッツからまた新たな共同企業体になるのか、ジェネッツと小樽の企業を含んだ共同企業体になるのか、ちょっとわからないのですけれども、この8名に関しては、もしジェネッツではなくなった場合は、雇用は切られるということで認識してよろしいのですよね。

○（水道）料金課長

8名については契約社員となっておりますが、この業界の、やり方はいろいろあるでしょうが、契約社員については、受託業者が変わったときには、引き続き後の受託業者に移るといいますか、という何か慣例といいますか、という形になっています。

○安齋委員

今回、本市の水泳教室事業がソプラティコに移ったときにも、そこで雇っていた職員を契約社員でやるか否かというような話もありましたけれども、ただ、そこで契約の内容とか勤務内容によって、そのもともといた社員が行かないで雇われないという場合もありますので、この辺について、ちょっと私もまだ勉強不足なのですけれども、できれば民間にどんどんやることはやってスリム化してほしいことはほしいのですが、そういった人たちの雇用も

きちんと確保して欲しいなというのが私の思いでありますので、その点について、お考えになっているでしょうから、次の更新のときにも何とか確保できるような体制にしていってほしいなと思います。これは要望ですので、答弁は要りません。

#### ◎旧国鉄手宮線整備事業について

最後に、旧国鉄手宮線の用地取得について説明がありましたけれども、用地取得ではなく整備に関して、山口委員からもいろいろと質問がありましたので、私も山口委員と同じような考えであります。1点だけ、その線路沿いについての整備は、もうどんどんこの素案にあるように進めていっていただきたいなと思うのです。いわゆる空き地とか、この前も家屋の問題とかもありましたけれども、やはり沿線上に、あの古い建物の景観はいいことはいいのですが、もう崩れそうなものもあつたりとかします。こういった環境整備についても、少しずつ取り組んでいかなければいけないのかなと思うのです。今後の整備の中でまたそういった環境整備についても考えていくのかどうか分かりませんが、この現状での周辺の環境整備について、お考えがあれば、何かお聞かせいただけますでしょうか。

#### ○（建設）まちづくり推進課長

本線のほうは、先ほどのスケジュールで進むということで、沿線につきましては、過去からいろいろと廃屋について、地権者とか権利者などを調べています。その作業は現在も続行中で、個々の対応については、いまだにそういう作業を進めて、少しでもそれが前進するような形で今検討しています。

#### ○安斎委員

私が聞いたところでは、所有権が重なっているところもあつたり、相当複雑だというふうには伺っていて、市としてやれるところはかなり小さいのかなとは思いますが、整備に合わせて、線路がきれいになったのに崩れそうな建物があるという状況は、やはり景観としてはあまりよろしくないのかなと思いますので、今回の家屋の撤去についてはうまくいきましたけれども、今後、次がそうやってうまくいくかどうか分かりませんが、行政として何かできることがあれば働きかけていただきたいなと思いますし、いい施策に対しては私も全面的に応援させていただきます。悪いものに関しては勉強して指摘させていただきたいと思います。これからはいろいろなまちづくりのイベントとかでそういった景観を見て、ああ、ここはおかしいなと思えば、いろいろ提案させていただきますので、よりよいまちづくりになるように、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 37 分

再開 午後 5 時 04 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

#### ○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について並びに第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について、採択を求める討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。この制度は、抽選で100件、補欠30件に絞った結果、待ちきれなくて工事にかかった人を含め辞退が25件もあります。こういうやり方でよかったのか、十分

な検証が必要です。また、市内経済活性化の目的からも、もっと予算を増額して、応募者全員に当たるようにすべきでした。これからでも遅くはありません。陳情の願意は妥当です。

陳情第312号は、今朝、現地視察を行い、速やかな解決が必要だと実感いたしました。先ほども質問で言いましたが、火柱を夢に見るといふ精神的苦痛を受けている人もいます。手宮地区住民の総意として、速やかな家屋撤去、また囲いなどの対策を講じてほしいという願意は妥当です。採択を求めます。

詳しくは本会議で述べます。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたします。

次に、陳情第312号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたします。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。